

第2次札幌市犯罪のない
安全で安心なまちづくり等基本計画

平成27年3月

はじめに

安心して安全に暮らすことのできる地域を実現することは、札幌市が未来に向かって発展していくために欠くことのできない要素であり、私たち市民全ての願いです。

しかしながら、社会情勢の変化、多様化する生活様式や規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場において犯罪が多く発生し、市民の皆さんに不安を与え、将来を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない状況となっています。

そこで、札幌市では、平成 22 年 3 月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定し、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標に、市民の皆さんや警察など関係団体とともに安全で安心なまちづくりの取組を進めてきました。

その結果、刑法犯認知件数は減少傾向となり、平成 26 年には、平成以降のピークである平成 13 年の半数以下にまで至りました。これは、計画に基づき進めてきた安全安心まちづくりの取組の成果が一定程度出てきたものであると評価できます。しかしながら、減少傾向にあるとはいえ、依然として、自転車盗やひったくり、空き巣といった市民の身近な場所で発生する犯罪が多く発生しております。

札幌市は、今後も、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」を実現するため、犯罪情勢等を踏まえて第 2 次計画を策定し、市民総ぐるみで犯罪をなくしていくための取組を進めていかなければなりません。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」の委員の皆さまをはじめ、市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケートにご協力いただきました皆様、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せくださいました皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 27 年（2015 年） 3 月

札幌市長 上田 文雄

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の経緯.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画の対象.....	1
(1) 犯罪の定義.....	1
(2) 計画の対象.....	1
4 計画期間.....	2
5 計画の位置づけ.....	2
(1) 本市総合計画における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の位置づけ.....	2
(2) 主な関連計画.....	3
第2章 現状とこれまでの振り返り	4
1 札幌市の犯罪情勢.....	4
(1) 一般刑法犯認知件数.....	4
(2) 罪種別認知件数.....	5
(3) 子どもに係る事案.....	7
(4) 児童虐待.....	8
(5) 女性に係る事案.....	8
(6) 高齢者に係る事案.....	9
(7) 特殊詐欺.....	9
2 市民意識及び地域防犯活動の状況.....	11
(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり全般.....	11
(2) 犯罪被害遭遇の不安を感じる場所.....	12
(3) 被害遭遇の不安を感じる犯罪.....	12
(4) 犯罪に関する情報.....	14
(5) 札幌市に期待する施策.....	14
(6) 地域防犯活動の認知及び参加状況.....	15
(7) 地域防犯活動への参加条件.....	16
(8) 防犯に関する意識.....	17
(9) 地域防犯活動団体の参加者の年代、活動人数.....	18
(10) 地域防犯活動に要する支出.....	19
3 社会情勢.....	20

4	これまでの取組概要とその評価	21
	(1) 基本方針1に基づく取組	22
	(2) 基本方針2に基づく取組	23
	(3) 基本方針3に基づく取組	24
第3章	計画の構成	26
1	計画体系	26
	(1) 基本目標	26
	(2) 基本方針	27
	(3) 重点施策	27
2	成果指標・達成目標	27
	(1) 成果指標	27
	(2) 達成目標	29
第4章	基本方針及び基本施策	30
1	基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」	30
	(1) 基本施策1「防犯意識を高める広報啓発」	30
	(2) 基本施策2「防犯力を高める情報の発信」	31
	(3) 基本施策3「子どもの防犯力の育成」	32
	(4) 基本施策4「女性の防犯力向上」	33
	(5) 基本施策5「高齢者等の防犯力向上」	33
2	基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」	34
	(1) 基本施策1「地域における防犯活動の促進」	34
	(2) 基本施策2「協働による連携体制の充実」	35
	(3) 基本施策3「地域と一体となった子どもの見守り」	36
	(4) 基本施策4「女性の犯罪被害防止の取組の推進」	36
	(5) 基本施策5「高齢者等が安心して暮らせる取組の推進」	37
	(6) 基本施策6「犯罪被害者等への支援」	38
3	基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」	39
	(1) 基本施策1「犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」	39
	(2) 基本施策2「市民自らが行う環境整備の促進」	40
	(3) 基本施策3「子ども等の安全に配慮した環境整備」	41
	(4) 基本施策4「歓楽街等を対象とした環境改善」	41
	(5) 基本施策5「暴力団等の排除」	42

第5章 計画の推進	44
1 全市的な推進体制	44
2 全庁的な推進体制	44
3 計画の進捗管理	44

参考資料	45
------	----

I 主な関連事業

II 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

III 第2次計画の策定経過

IV 市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）

V 「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」
（素案）に対する市民意見の概要と札幌市の考え方について

VI 政令指定都市における犯罪認知件数等

VII 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

VIII 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

IX 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

第1章 第2次計画の策定にあたって

1 計画の経緯

市民の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（以下「安全安心条例」という。）」を施行しました。

安全安心条例第7条では、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定めていることから、当該条文に基づいて、平成22年3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下『前期計画』という。）」を策定しました。

策定から4年が経過し、犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえて見直す必要があることから、平成27年度以降に取り組むべき施策について検討を行い、新たに「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下『計画』という。）」として策定し、犯罪が起きにくい地域づくりを進めていきます。

2 計画の目的

計画では、「札幌市自治基本条例¹」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例²」を踏まえ、市民が市民の活動を支えるまちづくりの観点から、防犯活動などに取り組む市民や地域への支援などを通じて、住民と一体となって、地域の力を高めることにより、犯罪の被害に遭う市民を一人でも減らし、安全に安心して暮らせるまちをつくることを目的とします。

3 計画の対象

（1）犯罪の定義

犯罪とは、あらかじめ法律により定められている構成要件に該当して、違法かつ有責な行為であり、下記のとおり分類できますが、計画における犯罪とは、主に一般刑法犯³を指します。

（2）計画の対象

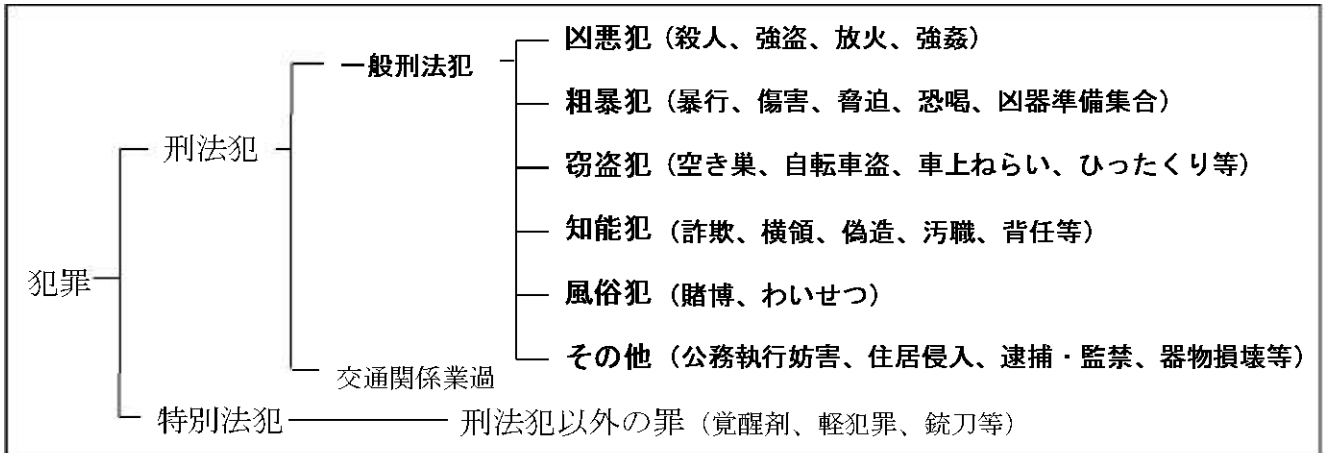
市民が不安に感じる犯罪は、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの犯罪（P12）で

¹ 札幌市自治基本条例：まちづくりの基本となる考え方や、市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とした条例（平成19年4月1日施行）

² 札幌市市民まちづくり活動促進条例：市民まちづくり活動の促進に関する基本理念や施策などについての基本的事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とした条例（平成20年4月1日施行）

³ 一般刑法犯：道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪及び危険運転致死傷罪を除いた「刑法」に規定する罪

あることから、この計画では、主に日常生活の身近なところで発生する犯罪を対象とし、その未然防止に向けた取組を進めています。また、消費者問題などの生活経済事犯、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス⁴（以下「DV」という。）に関する事案、子どもの安全対策などは、5（2）において掲げた関連計画などにに基づき対策を進めていますが、重大な犯罪に至る事案もあることから、計画においても施策として位置付けています。



4 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、施策の進捗状況や犯罪情勢、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な見直し又は変更を行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

5 計画の位置づけ

計画では、安全で安心なまちづくりを行うにあたって、市民、事業者、市が連携・協力してまちづくりを行うとの「札幌市自治基本条例」及び「札幌市市民まちづくり活動促進条例」の観点に則り、取組を進めることとしています。

札幌市のまちづくりの計画体系においては、計画は、「札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）⁵」の部門別計画に位置付けられます。そのため、計画は、これらの総合計画や本市の他の関連計画などと連携し、整合性のとれた内容としています。

（1）本市総合計画における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の位置づけ

○まちづくり戦略ビジョン【ビジョン編】（平成25～34年度）

「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」・基本目標14「安全な日常生活が送れるまちにします」において、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。

⁴ ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

⁵ まちづくり戦略ビジョン【ビジョン編】：札幌の将来像と主要政策を明示する札幌市のまちづくりの基本方針（平成25年2月策定）

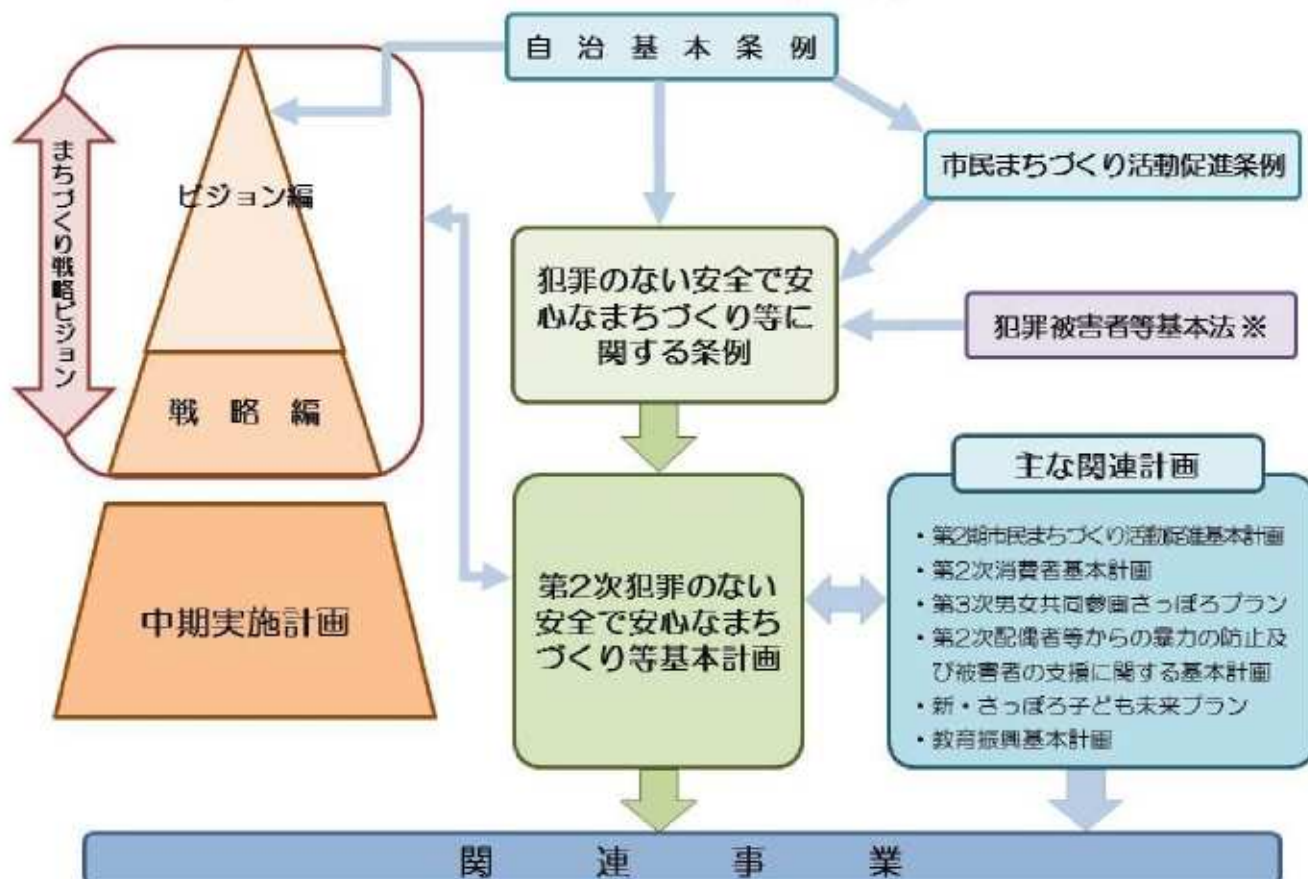
(2) 主な関連計画

安全で安心なまちとするための取組は多岐に渡り、市で策定する他の個別計画にも関連する事項があるため、各計画の方向性や取組内容などとの整合性を図っています。

【主な関連計画と所管局】

- ・ 第2次市民まちづくり活動促進基本計画：市民まちづくり局
市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ・ 第2次消費者基本計画：市民まちづくり局
消費者を取り巻く環境の変化に対応し消費者施策を計画的に実施するための計画
- ・ 第3次男女共同参画さっぽろプラン：市民まちづくり局
男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ・ 第2次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画：市民まちづくり局
配偶者などからの暴力対策などの施策を推進するための計画
- ・ 新・さっぽろ子ども未来プラン：子ども未来局
将来を担う子どもと子育て家庭に対する支援策の実施に関する行動計画
- ・ 教育振興基本計画：教育委員会
今後の教育目標や方向性を明らかにし、教育施策を総合的・体系的に進める計画

犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の位置づけ



※ 犯罪被害者等基本法：犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、その権利利益の保護を図る法律（平成16年12月施行）

第2章 現状とこれまでの振り返り

前期計画の策定以降、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」との基本目標のもと、「市民の意識」、「地域の力」、「環境の整備」をキーワードとする3つの基本方針に基づいて11の基本施策と様々な具体的施策・取組を展開してきました。

本章では、犯罪情勢や市民アンケート結果を踏まえて、これまで基本方針と基本施策に基づいて実施した関連事業について総括し、それらから見えてくる課題を整理します。

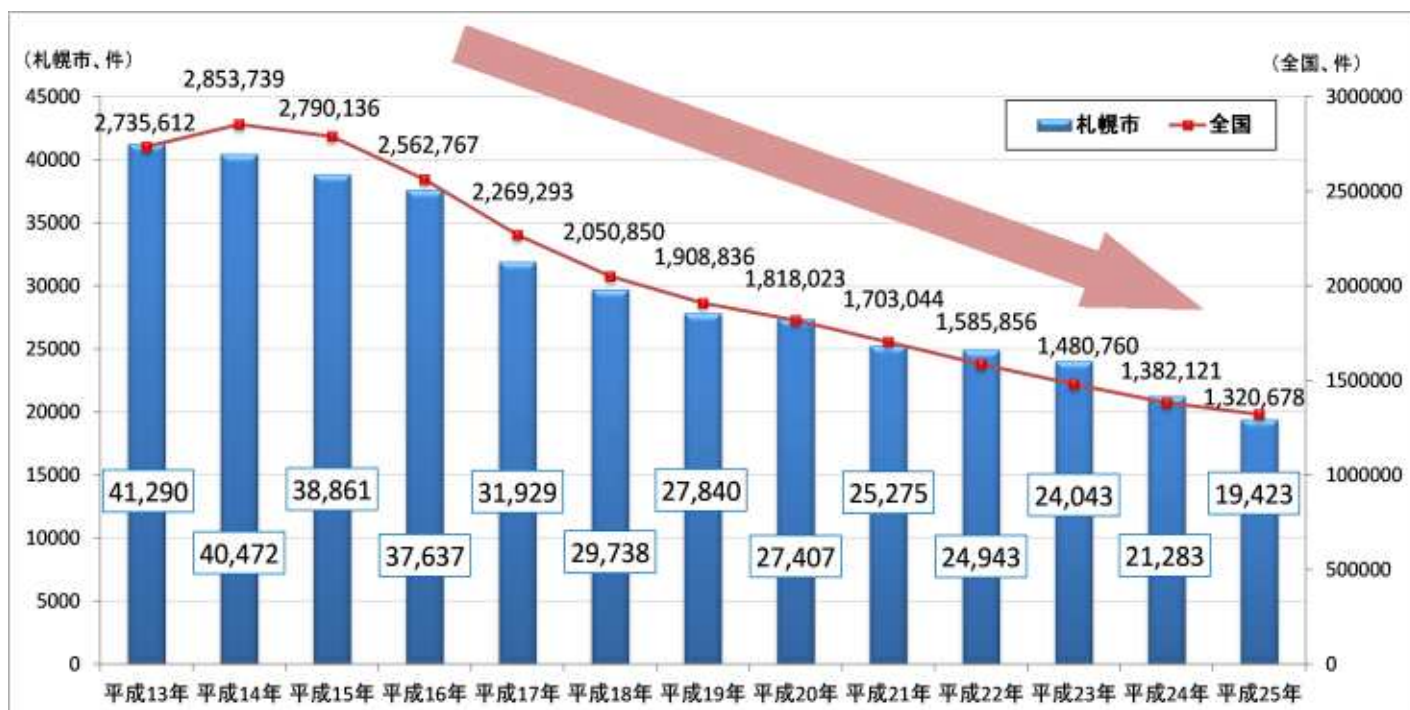
1 札幌市の犯罪情勢

見直しの前提として、市内で発生している犯罪の状況について、傾向や特徴などを分析します。

(1) 一般刑法犯認知件数

一般刑法犯認知件数⁶は、平成13年に平成のピーク（41,290件）を迎え、その後は減少傾向にあり、平成25年には19,423件と2万件を下回りました。しかし、いまだ1日あたり約53件もの犯罪が発生しています。

【全国及び札幌市内における刑法犯認知件数の推移】



区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
認知件数	38,533	41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840

H20	H21	H22	H23	H24	H25	前年比
27,407	25,275	24,943	24,043	21,283	19,423	-1,860

(単位：件)

【北海道警察提供資料】

⁶ 認知件数：警察において発生を認知した事件の数

(2) 罪種別認知件数

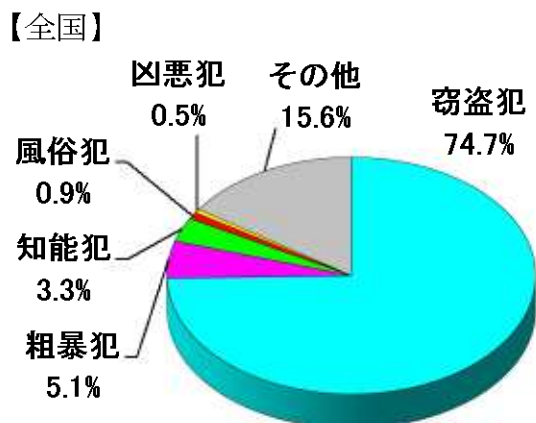
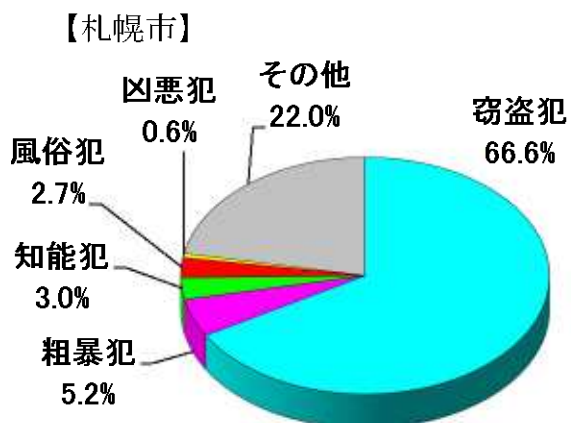
窃盗犯が全体の約2/3を占め、他の罪種よりも圧倒的に多い状況にあります。窃盗犯に占める割合としては、自転車盗、車上ねらい、侵入盗が高く、特に自転車盗は、窃盗犯全体の約1/3を占めています。また、粗暴犯、風俗犯が増加傾向にあり、粗暴犯については暴行・傷害が、風俗犯については特に女性が被害に遭いやすい強制わいせつ、公然わいせつが増加しています。

【包括罪種⁷別認知件数】

		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
窃盗犯	件数	19,303	18,808	17,604	14,929	12,932
	割合	76.4%	75.4%	73.2%	70.1%	66.6%
粗暴犯	件数	877	802	815	928	1,005
	割合	3.5%	3.2%	3.4%	4.4%	5.2%
知能犯	件数	607	555	532	419	577
	割合	2.4%	2.2%	2.2%	2.0%	3.0%
風俗犯	件数	306	324	354	369	529
	割合	1.2%	1.3%	1.5%	1.7%	2.7%
凶悪犯	件数	129	135	102	114	109
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%
その他	件数	4,053	4,319	4,636	4,524	4,271
	割合	16.0%	17.3%	19.3%	21.3%	22.0%
合 計		25,275	24,943	24,043	21,283	19,423

(単位：件)

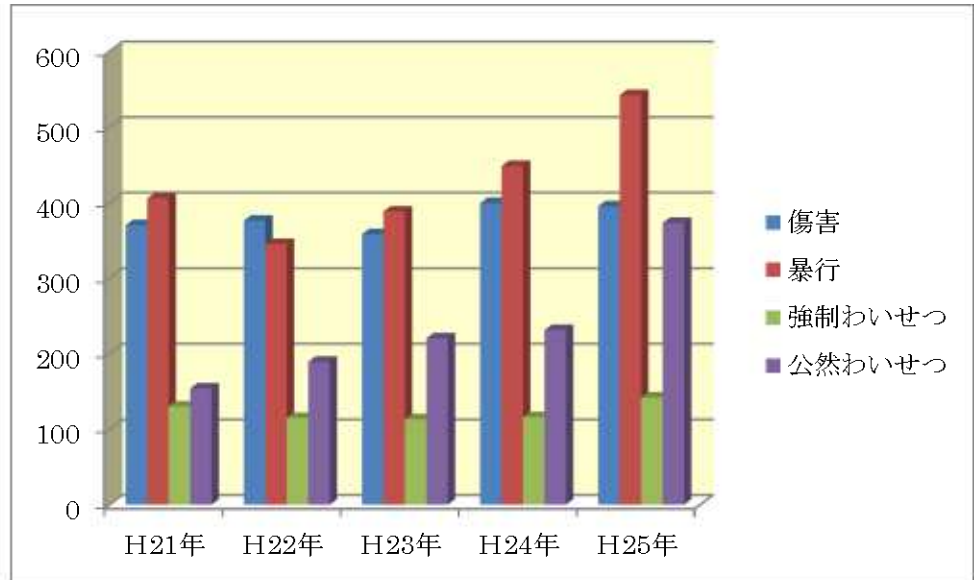
【包括罪種別認知件数の割合(平成25年)】



【平成26年警察白書及び北海道警察提供資料】

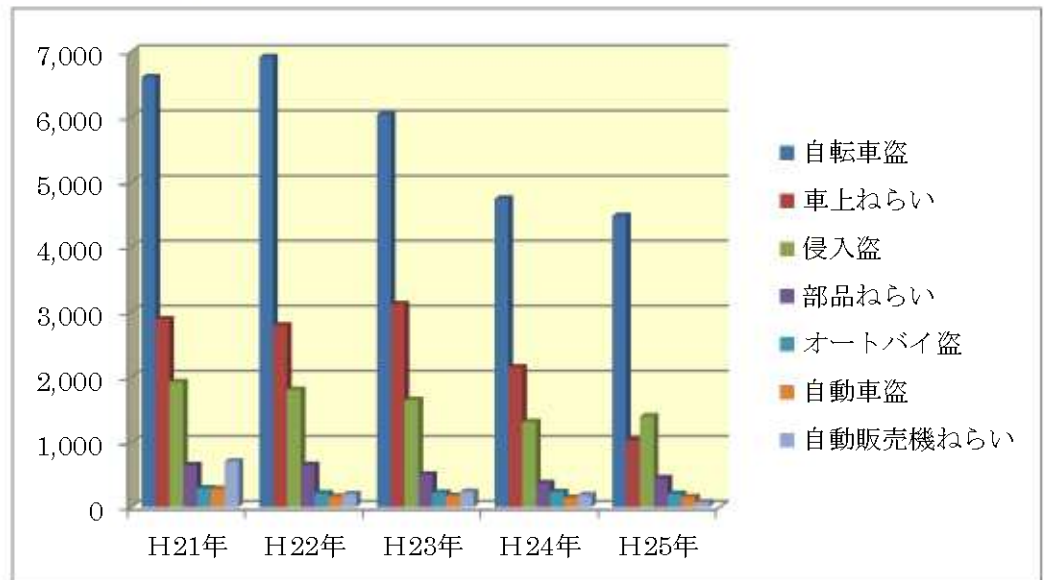
⁷ 包括罪種：刑法犯を罪種の類似性などから大きく分類したもの。凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類に分類されている。

【主な増加罪種】



	罪種名	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
粗 暴 犯	傷害	370	376	358	399	395
	暴行	405	345	388	448	542
風 俗 犯	強制わいせつ	130	115	113	116	142
	公然わいせつ	154	189	220	231	373

【窃盗犯の主な減少手口】



	手口名	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
窃 盗 犯	自転車盗	6,603	6,913	6,033	4,739	4,471
	車上ねらい	2,882	2,788	3,115	2,144	1,023
	侵入盗	1,919	1,799	1,643	1,306	1,394
	部品ねらい	644	647	499	366	445
	オートバイ盗	287	212	219	231	204
	自動車盗	277	158	174	143	153
	自動販売機ねらい	701	199	235	185	72

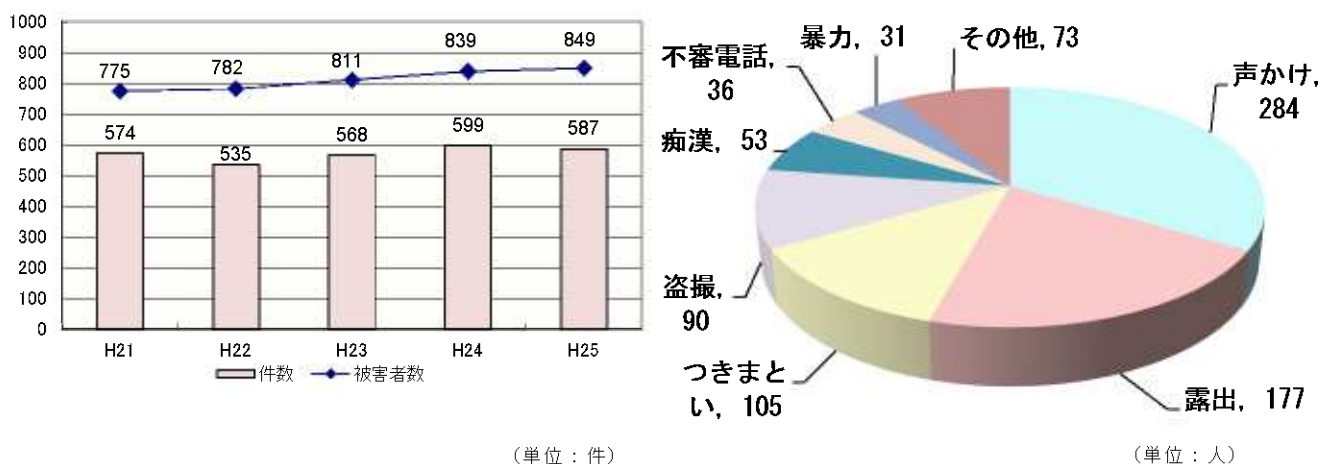
(単位：件)【北海道警察提供資料】

(3) 子どもに係る事案

平成 25 年度は、市内において、小・中学生を狙った事案が 587 件発生しており、被害を受けた子どもは 849 人にのぼっています。近年、件数は横ばいながら被害者数は増加傾向にあり、毎年約 800 人の子どもが被害に遭っています。

事案内容別被害としては、声かけ行為が最も多く、次いで露出行為、つきまとい行為、盗撮行為となっており、これらの行為で全体の約 3/4 以上を占めています。

【子どもに係る事案発生件数・被害者数の推移】 【子どもに係る事案:事案別被害者数(平成 25 年度)】



【子どもに係る事案：事案別被害者数(平成 25 年度)】

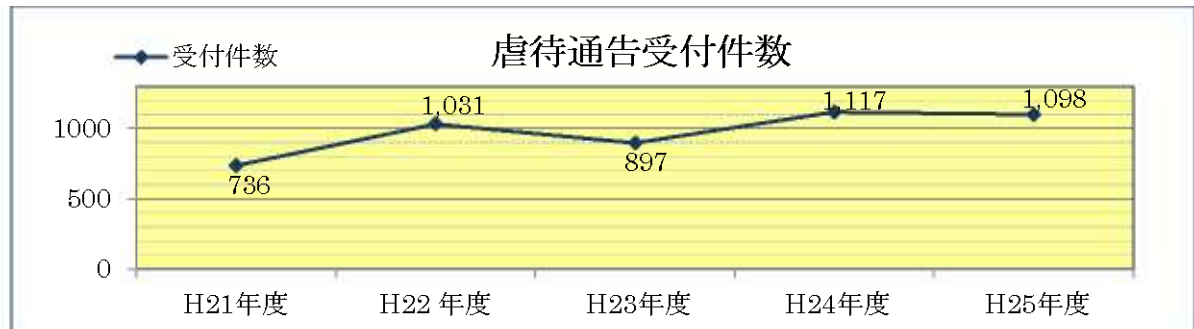
	小学生 (人)				中学生 (人)				合計 (人)			
	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計	男子	女子	不明	合計
声かけ	61	131	34	226	3	50	5	58	64	181	39	284
露出	24	63	27	114	7	43	13	63	31	106	40	177
つきまとい	11	40	15	66	5	30	4	39	16	70	19	105
盗撮	10	38	20	68	1	20	1	22	11	58	21	90
痴漢	0	14	2	16	1	32	4	37	1	46	6	53
不審電話	8	12	16	36	0	0	0	0	8	12	16	36
暴力	12	5	2	19	2	10	0	12	14	15	2	31
その他	12	29	10	51	5	11	6	22	17	40	16	73
合計	138	332	126	596	24	196	33	253	162	528	159	849

(単位：件) 【子どもに係る事案調査⁸】

⁸ 子どもに係る事案調査：札幌市子ども未来局子どもの権利推進課が、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日に、札幌市内小学校 204 校及び中学校 97 校において把握できた情報を集計したもの。

(4) 児童虐待

札幌市における児童虐待に関する虐待通告受付件数(札幌市児童相談所と区家庭児童相談室の合計)は、平成22年以降、1,000件程度で推移しています。

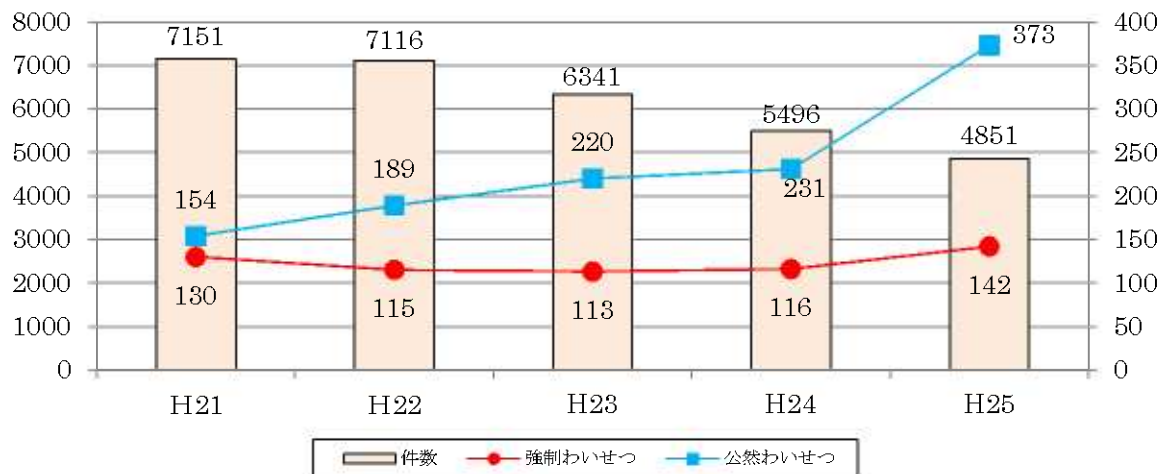


(単位：件)【子ども未来局資料】

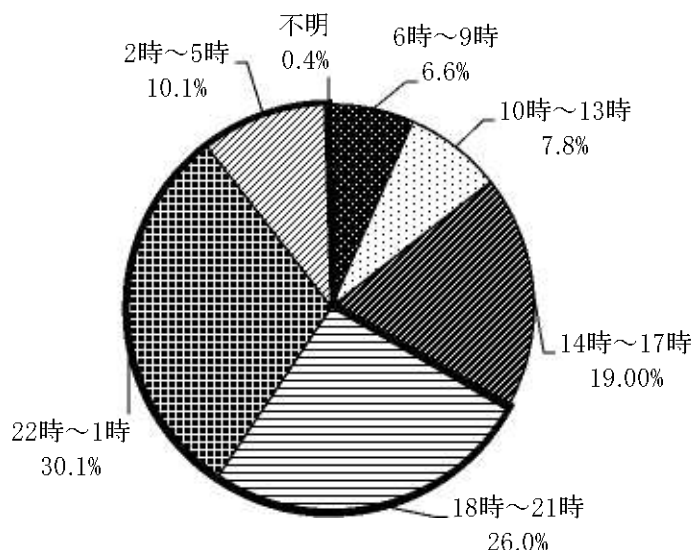
(5) 女性に係る事案

女性の被害件数は減少傾向にありますが、女性が被害に遭いやすい「強制わいせつ」や「公然わいせつ」などの性犯罪は増加傾向にあります。被害の多くは夜間に、路上など公共の場所で発生しています。

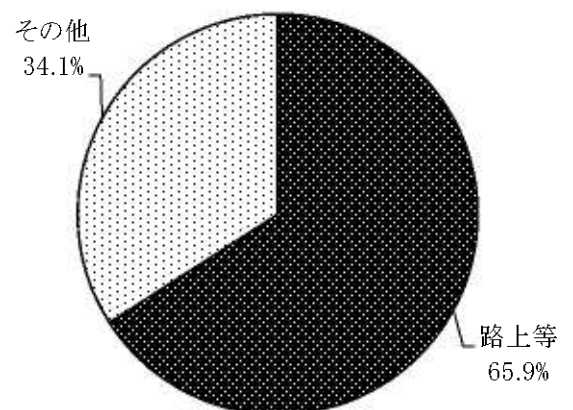
【女性の被害件数及び性犯罪被害件数の推移】



時間帯別(平成25年)



場所別(平成25年)

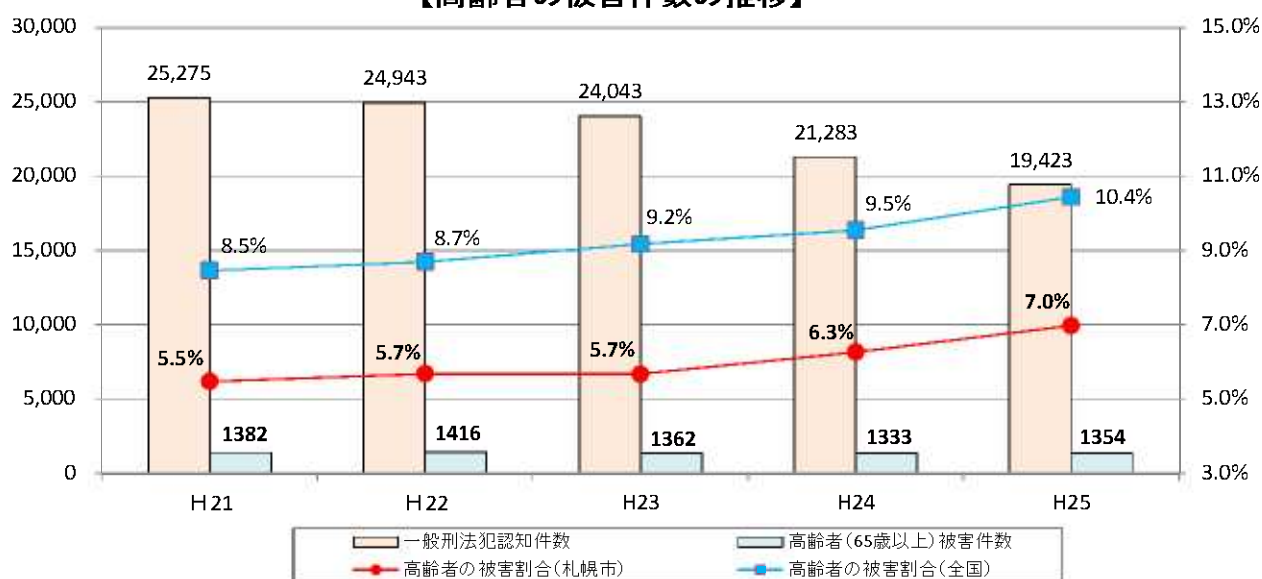


【北海道警察提供資料】

(6) 高齢者に係る事案

一般刑法犯認知件数が減少する中、高齢者の被害件数はほぼ横ばいの傾向にあり、毎年1,300件から1,400件にのぼっています。犯罪種別については、侵入窃盗などの身近な犯罪のほか、「オレオレ詐欺」などの特殊詐欺⁹被害が多くなっています。

【高齢者の被害件数の推移】

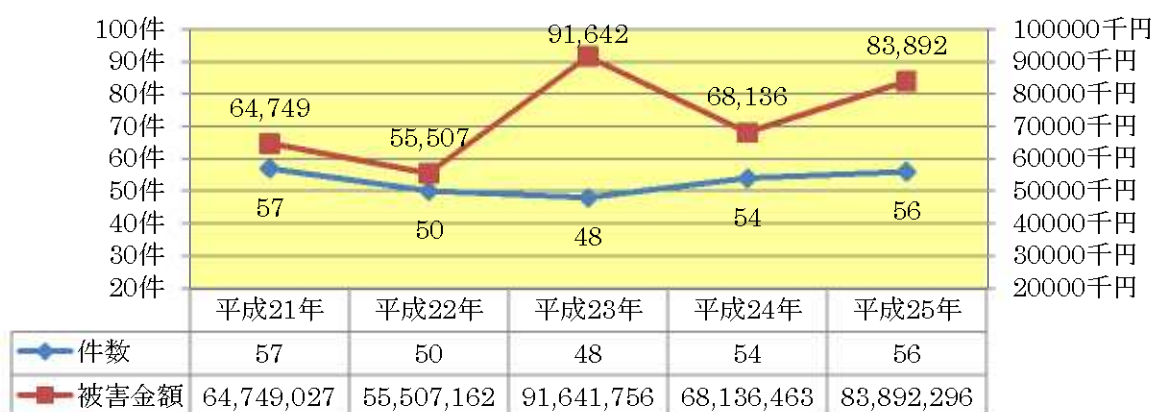


(7) 特殊詐欺

特殊詐欺の手口のうち従来からある「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」に関する平成21年以降の被害件数及び被害金額の推移は下記のとおりですが、特殊詐欺については次々と新しい手口が生まれています。平成25年に発生した特殊詐欺は77件、被害総額は約3億4千万円となっています。

特に高齢者の被害が目立っており、「オレオレ詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目の詐欺」や「ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺」の被害の半数以上は65歳以上となっています。

【オレオレ、架空請求、融資保証金、還付金等詐欺の被害件数及び被害金額の推移】



【北海道警察提供資料】

⁹ 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称

【平成 25 年手口別特殊詐欺被害件数等】

手口形態		件数（件）	割合	被害額（円）	割合	1 件あたりの平均被害額
オレオレ詐欺 ¹⁰	全体	13		22,500,000		約 173 万円
	65 歳以上	7	53.8%	13,500,000	60.0%	約 193 万円
架空請求詐欺 ¹¹	全体	8		24,951,000		約 312 万円
	65 歳以上	1	12.5%	400,000	1.6%	約 40 万円
融資保証金詐欺 ¹²	全体	8		15,468,012		約 193 万円
	65 歳以上	1	12.5%	235,010	1.5%	約 24 万円
還付金等詐欺 ¹³	全体	27		20,973,284		約 78 万円
	65 歳以上	26	96.3%	20,713,090	98.8%	約 80 万円
金融商品等取引 名目の詐欺 ¹⁴	全体	9		129,680,000		約 1441 万円
	65 歳以上	8	88.9%	67,680,000	52.2%	約 846 万円
ギャンブル必勝情 報提供名目の詐欺 ¹⁵	全体	5		41,529,615		約 831 万円
	65 歳以上	3	60.0%	38,970,000	93.8%	約 1299 万円
異性との交際あっ せん名目の詐欺 ¹⁶	全体	0		0		-
	65 歳以上	0	-	0	-	-
その他	全体	7		89,100,000		約 1273 万円
	65 歳以上	6	85.7%	46,100,000	51.7%	約 768 万円
合計	全体	77		344,201,911		約 447 万円
	65 歳以上	52	67.5%	187,598,100	54.5%	約 361 万円

【北海道警察提供資料】

【まとめ】

- ・市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成 25 年は 2 万件を下回った
- ・子どもに係る事案は、件数は横ばいであるが、被害者数は増加傾向である
- ・児童虐待に関する虐待通告受付件数が年間 1,000 件程度発生している
- ・女性を狙った性犯罪が増加傾向となっている
- ・特殊詐欺の被害が相次ぎ、特に高齢者の被害が目立っている

¹⁰ オレオレ詐欺：親族、警察官、弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹¹ 架空請求詐欺：郵便、インターネット、メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹² 融資保証金詐欺：実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等の名目により現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺

¹³ 還付金等詐欺：市町村の職員等を装い、税金の還付等に必要の手続を装って被害者に現金自動預払機（ATM）を操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺

¹⁴ 金融商品等取引名目の詐欺：実際には対価ほどの価値がない未公開株、社債等の有価証券や外国通貨等又は全く架空の有価証券等について電話やダイレクトメール等により虚偽情報を提供し、購入等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

¹⁵ ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺：不特定の者に対して「必ず儲かる」と話を持ちかけ、パチンコや競馬、ロト 6 などの必勝情報等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

¹⁶ 異性との交際あっせん名目の詐欺：不特定の者に対して一度だけ異性と会わせたり、異性に関する虚偽の情報を提供したりするなどした上で、会員登録料や保証金等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

2 市民意識及び地域防犯活動の状況

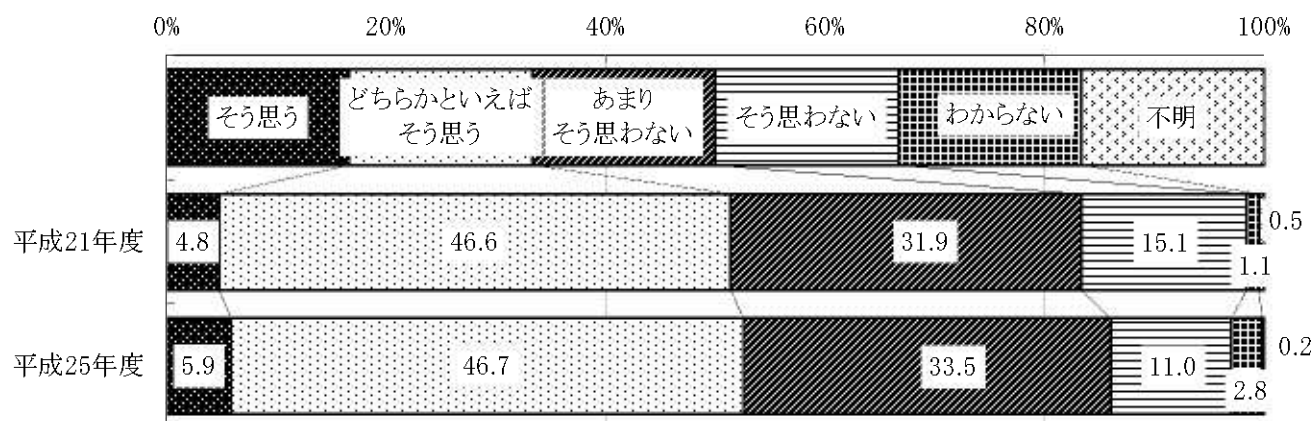
前期計画を見直すにあたり、市民の防犯に対する意識や地域防犯活動の実態などを把握するため、計画策定前の平成 21 年度と策定後 4 年目の平成 25 年度に市民及び市内の地域防犯活動団体に対する意識調査（以下「アンケート」という。）を実施し、同様の設問内容について、可能な範囲で比較を行いました。

市民及び地域防犯活動団体アンケート調査の概要	
◎市民アンケート① (1)～(7)	
【調査地域】	札幌市内
【調査対象】	満 20 歳以上の男女個人
【標本数】	平成 21 年度 1,000 人 (回収数 564) (56.4%) 平成 25 年度 1,003 人 (回収数 544) (54.2%)
【抽出方法】	住民基本台帳から、標本の抽出を行う「等間隔無作為抽出法」
◎市民アンケート② (8)	
【調査地域】	札幌市内
【調査対象】	満 18 歳以上の男女個人
【標本数】	平成 26 年度 10,000 人 (回収数 4,775) (47.8%)
【抽出方法】	住民基本台帳から、標本の抽出を行う「等間隔無作為抽出法」
◎地域防犯活動団体アンケート (9)・(10)	
【調査地域】	札幌市内
【調査対象】	札幌市内で防犯活動を行っている団体の代表者
【標本数】	平成 21 年度 215 団体 (回収数 167) (77.7%) 平成 25 年度 231 団体 (回収数 171) (74.0%)
【抽出方法】	北海道警察の協力により、札幌市内で防犯活動を行っている団体を抽出

(1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり全般

「札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか」との問いに対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が半数近くを占めます。前回アンケート調査結果に比べ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が 51.4%から 52.6%とわずかながら増加しています。

【安全に安心して暮らせるまちか否か】



平成 21 年度 N=564

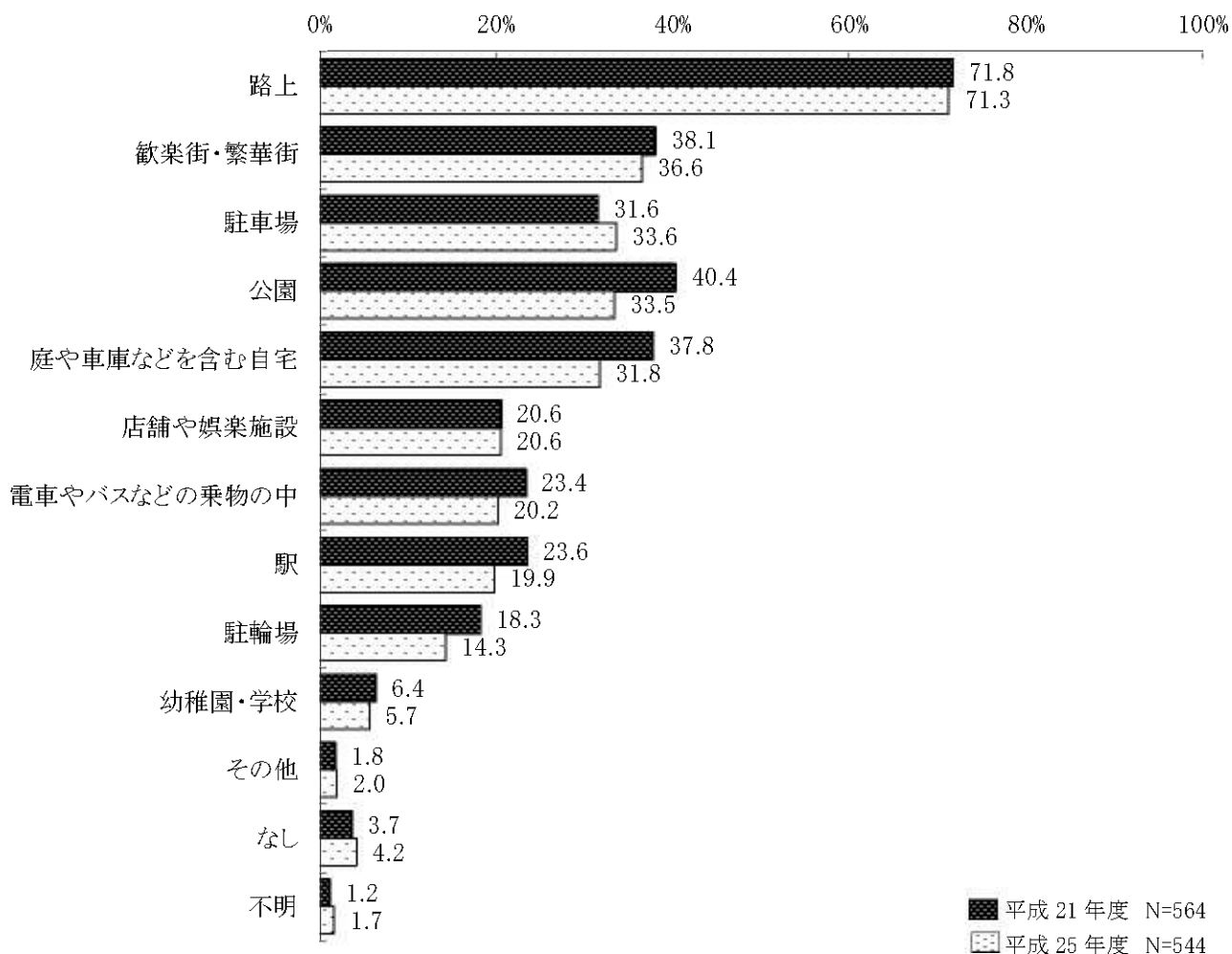
平成 25 年度 N=544

【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(2) 犯罪被害遭遇の不安を感じる場所

「自身や同居家族などが犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所がありますか」との問いに対して、「路上」が最も多く7割を超えており、次いで「歓楽街・繁華街」「駐車場」「公園」と公共空間における犯罪被害遭遇に対する不安感が高くなっています。前回アンケート調査結果に比べ、「駐車場」が31.6%から33.6%とわずかながら増加しています。

【犯罪被害遭遇の不安を感じる場所】

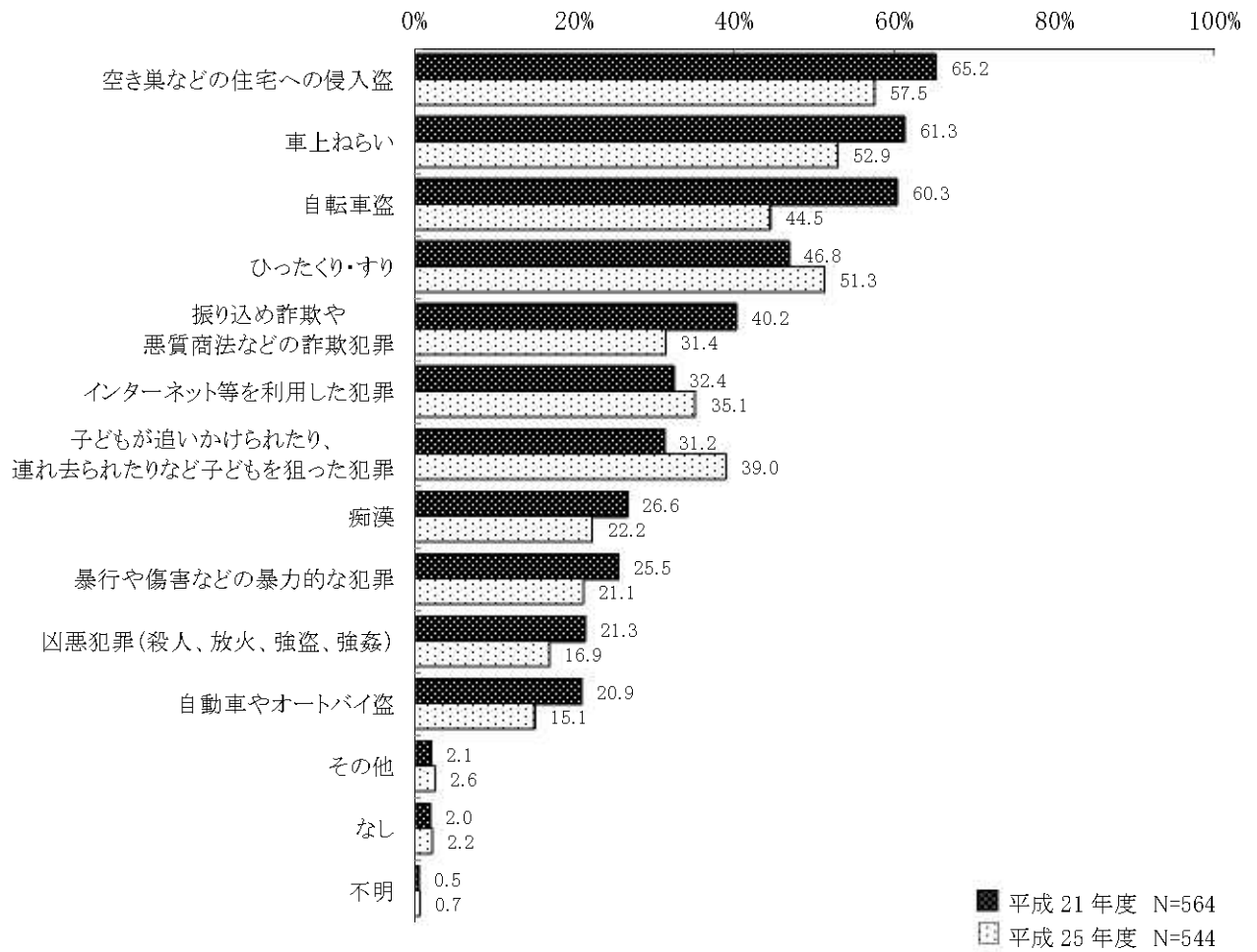


【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(3) 被害遭遇の不安を感じる犯罪

「札幌市内で、自身や家族などが日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪はありますか」との問いに対して、「空き巣などの住宅への侵入盗」、「車上ねらい」、「ひったくり・すり」への不安が高くなっています。前回アンケート調査結果に比べ、「ひったくり・すり」「インターネット等を利用した犯罪」「子どもが追いかけられたり、連れ去られたりなど子どもを狙った犯罪」が増加しています。また、家族に子どもがいる方の約7割が、子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を抱えています。

【被害遭遇の不安を感じる犯罪】



【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

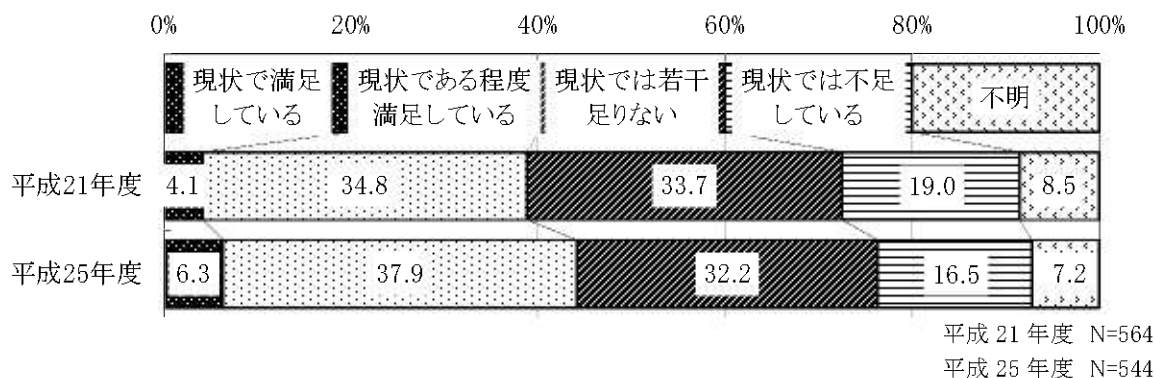
		入 盗 空 巣 な ど の 住 宅 へ の 侵	ひ っ た く り ・ す り	自 転 車 盗	自 動 車 や オ ー ト バ イ 盗	車 上 ね ら い	な ど の 詐 欺 犯 罪 や 悪 質 商 法	振 り 込 め 詐 欺 や 悪 質 商 法	暴 行 や 傷 害 な ど の 暴 力 的 な 犯 罪	痴 漢	子 ど も が 追 か け ら れ た り な ど を 狙 っ た 犯 罪	子 ど も が 追 か け ら れ た り な ど を 狙 っ た 犯 罪	子 ど も が 追 か け ら れ た り な ど を 狙 っ た 犯 罪	子 ど も が 追 か け ら れ た り な ど を 狙 っ た 犯 罪	強 盗 ・ 強 姦 ・ 放 火 ・ 殺 人	凶 悪 犯 罪 (殺 人 ・ 放 火 ・ 強 盗 ・ 強 姦)	そ の 他	な し	未 回 答	
		上段: 実数	下段: %	N=																
対象者全体		544	313	279	242	82	288	171	115	121	212	191	92	14	12	4				
			57.5	51.3	44.5	15.1	52.9	31.4	21.1	22.2	39.0	35.1	16.9	2.6	2.2	0.7				
18歳未満の有無	いる	157	85	77	81	30	100	40	34	43	109	62	28	4	1	1				
			54.1	49.0	51.6	19.1	63.7	25.5	21.7	27.4	69.4	39.5	17.8	2.5	0.6	0.6				
	いない	364	217	191	155	50	179	124	77	73	100	125	63	9	10	2				
		59.6	52.5	42.6	13.7	49.2	34.1	21.2	20.1	27.5	34.3	17.3	2.5	2.7	0.5					
未回答	23	11	11	6	2	9	7	4	5	3	4	1	1	1	1					
		47.8	47.8	26.1	8.7	39.1	30.4	17.4	21.7	13.0	17.4	4.3	4.3	4.3	4.3					

【平成 25 年度市民アンケート】

(4) 犯罪に関する情報

「地域や身近なところで起きている犯罪に関する情報量について、現状をどのように感じていますか」との問いに対して、「現状では不足している」と「現状では若干足りない」の合計が48.7%と半数近くになっていますが、前回アンケート調査結果に比べ、52.7%から減少し、改善しつつあります。

【地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量】



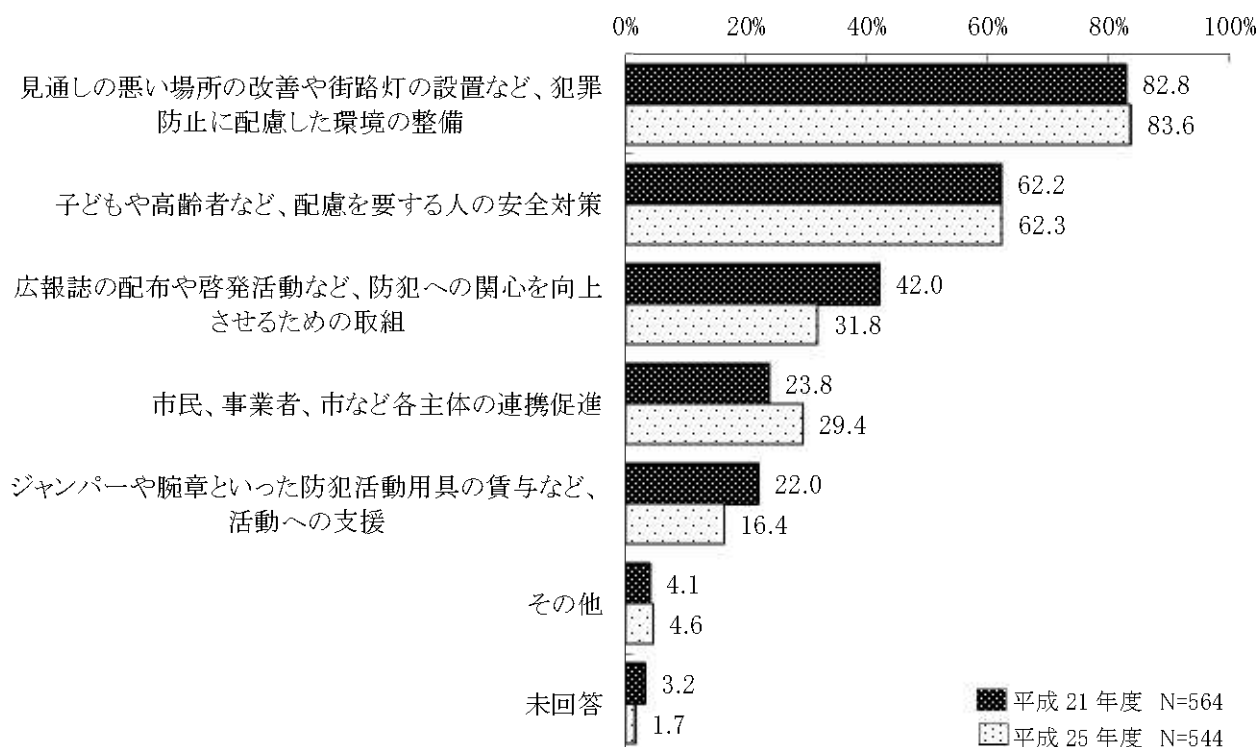
【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(5) 札幌市に期待する施策

「安全に安心して暮らせるまちを実現するために、札幌市が行う取組として期待するものは何ですか」との問いに対して、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」や「子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策」に対する期待が、前回アンケート同様今回も他の項目より高くなっています。

「市民、事業者、市など各主体の連携促進」への期待は、前回より増加しています。

【札幌市に期待する施策】

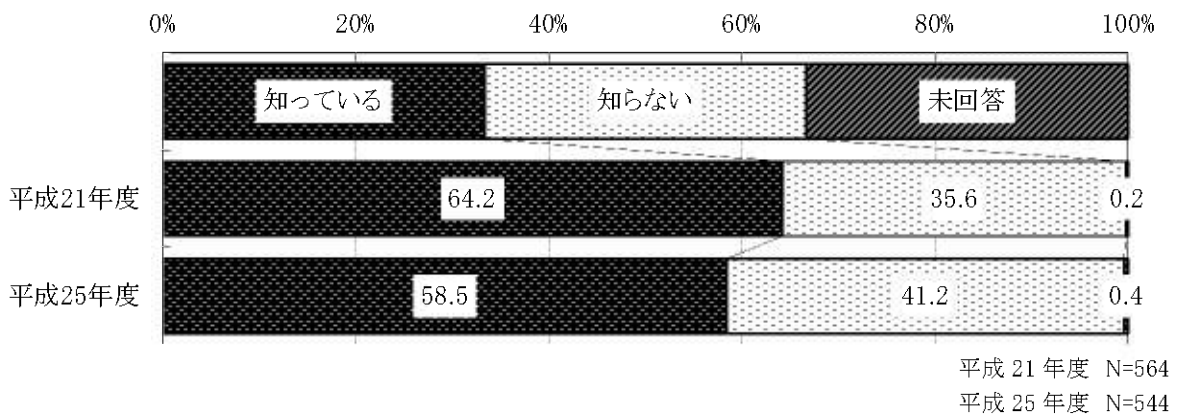


【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(6) 地域防犯活動の認知及び参加状況

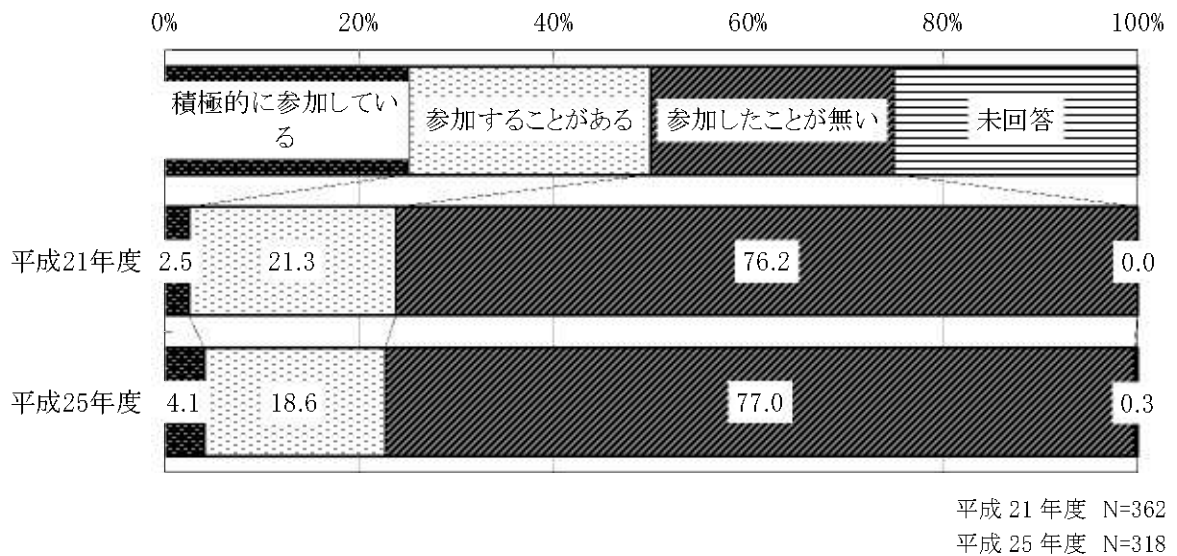
「地域で協力して行われている防犯活動を知っていますか」、「地域で協力して行われている防犯活動にどの程度参加していますか」との問いに対しては、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域で協力して行われている防犯活動について、「知っている」が約6割ですが、そのうち、「積極的に参加している」と「参加することがある」の合計は2割程度です。前回アンケート調査結果に比べ、防犯活動について「知っている」が64.2%から58.5%に、防犯活動に「積極的に参加している」「参加することがある」の合計が23.8%から22.7%といずれも減少しています。

【地域防犯活動の認知状況】



【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

【地域防犯活動を認知している市民の参加状況】



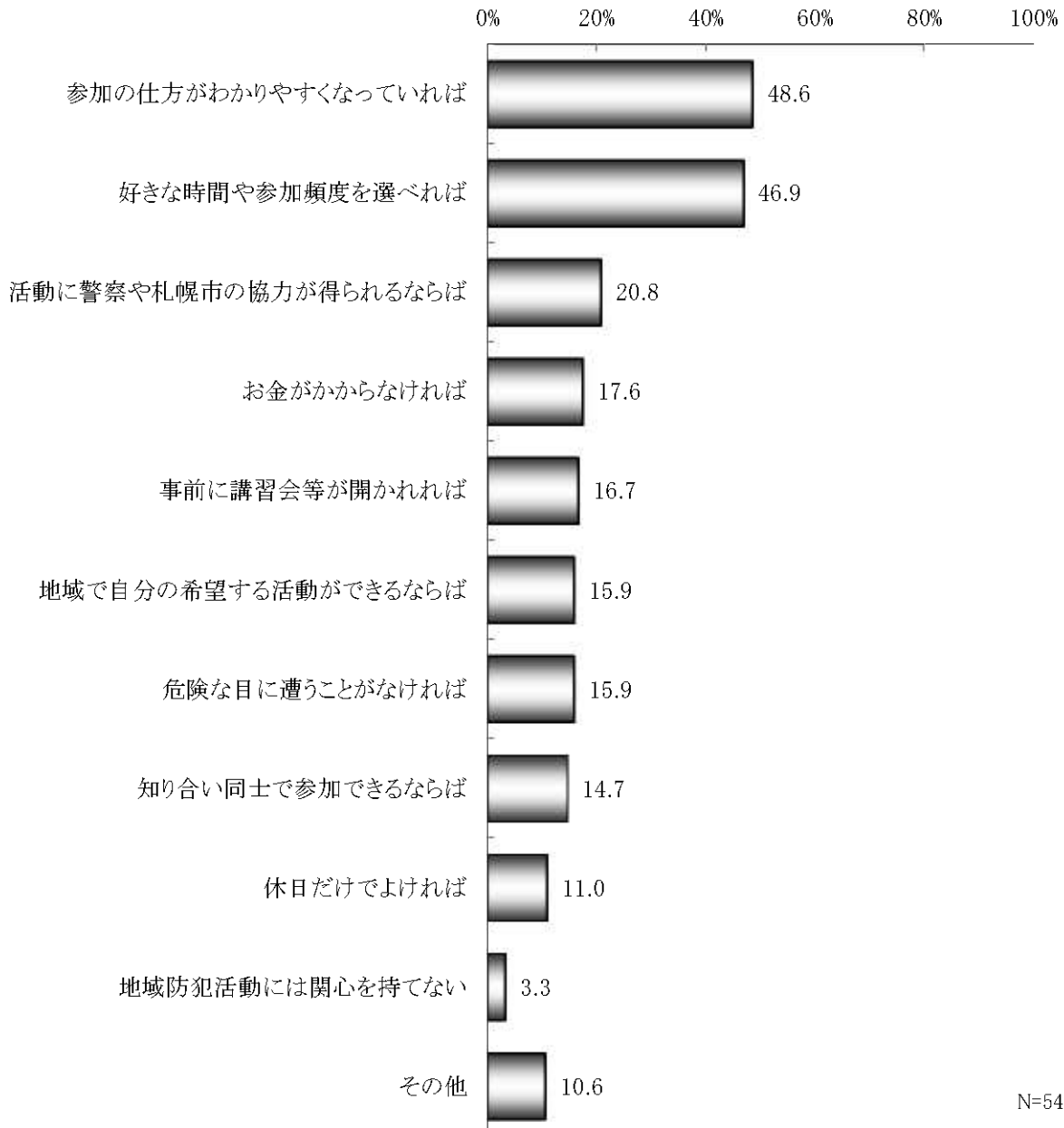
【平成 21 年度及び平成 25 年度市民アンケート】

(7) 地域防犯活動への参加条件

「今後、どのような条件を整えば、地域の防犯活動に参加しようと思いますか」との問いに対しては、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」と「好きな時間や参加頻度を選べれば」が、ともに4割を超えて高くなっています。

【地域防犯活動への参加条件】

※複数回答可



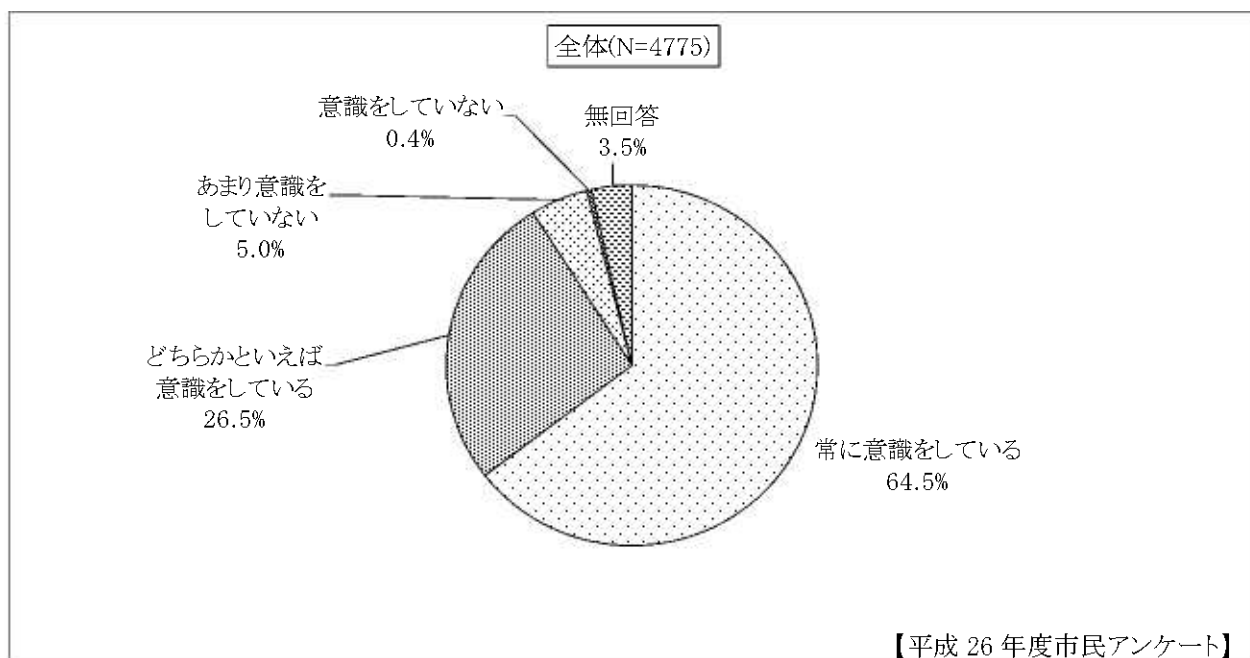
【平成 25 年度市民アンケート】

(8) 防犯に関する意識

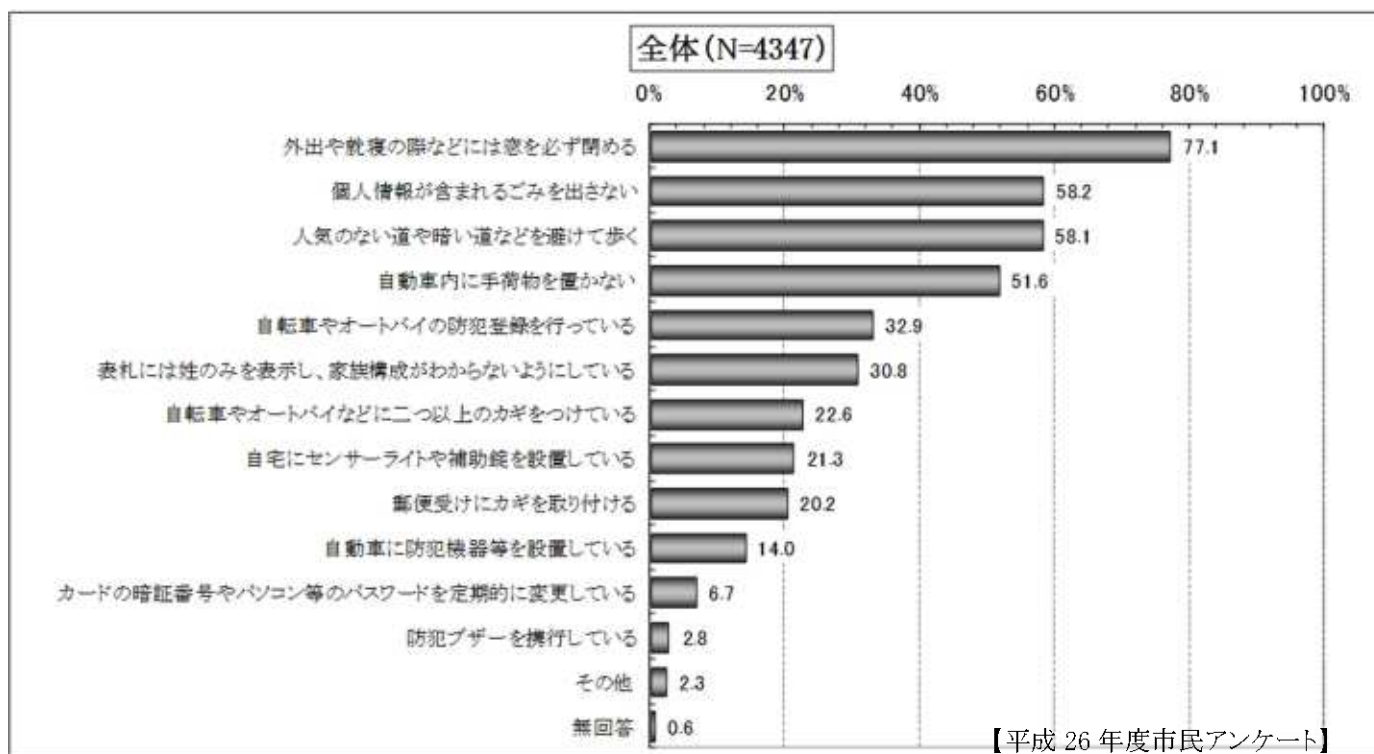
「犯罪に遭わないため対策を講じるなど日頃から防犯意識をもって暮らしていますか」との問いに対しては、「常に意識をしている」が 64.5%となっています。一方、「あまり意識をしていない」と「意識をしていない」人の割合は5.4%となっています。

「防犯対策として行っていること」については、「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」が 77.1%を占めています。

【防犯に関する意識】



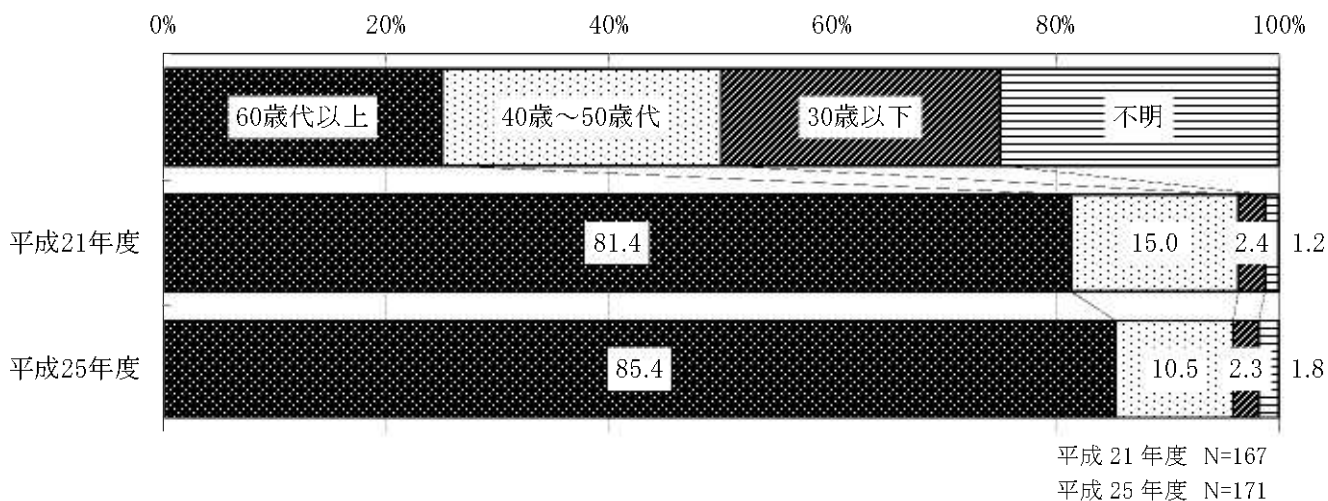
【防犯対策として行っていること】



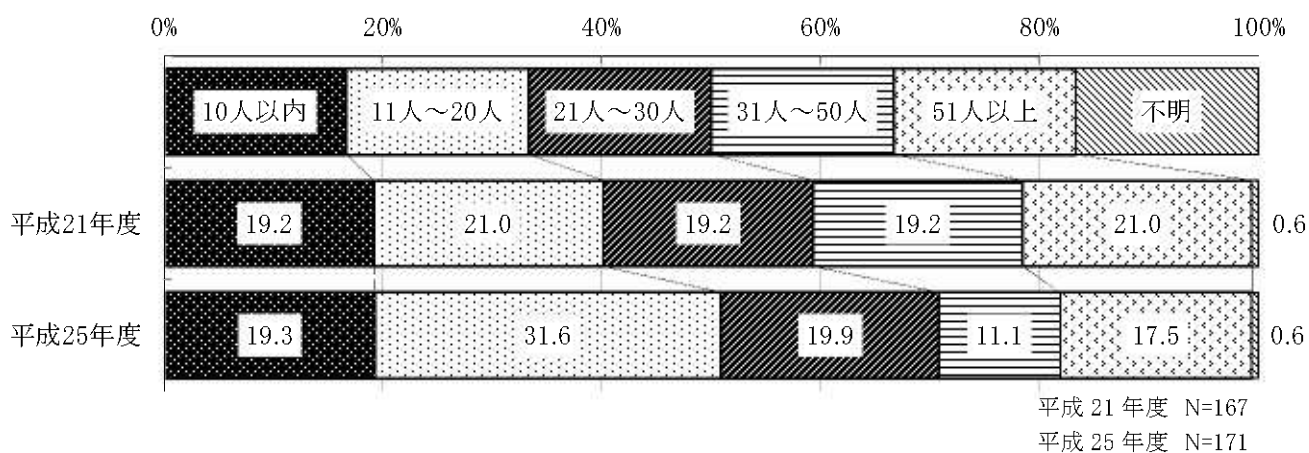
(9) 地域防犯活動団体の参加者の年代、活動人数

「参加メンバーの世代」では「60歳代以上」が約85%と最も多く、前回アンケート調査結果に比べ割合が増えており、「参加人数」では「11人～20人」が最も多く3割程度、次いで「21人～30人」、「10人以内」がそれぞれ2割を占めています。また、前回アンケートに比べ、31人以上の団体が減少し、団体の少人数化が進んでいます。

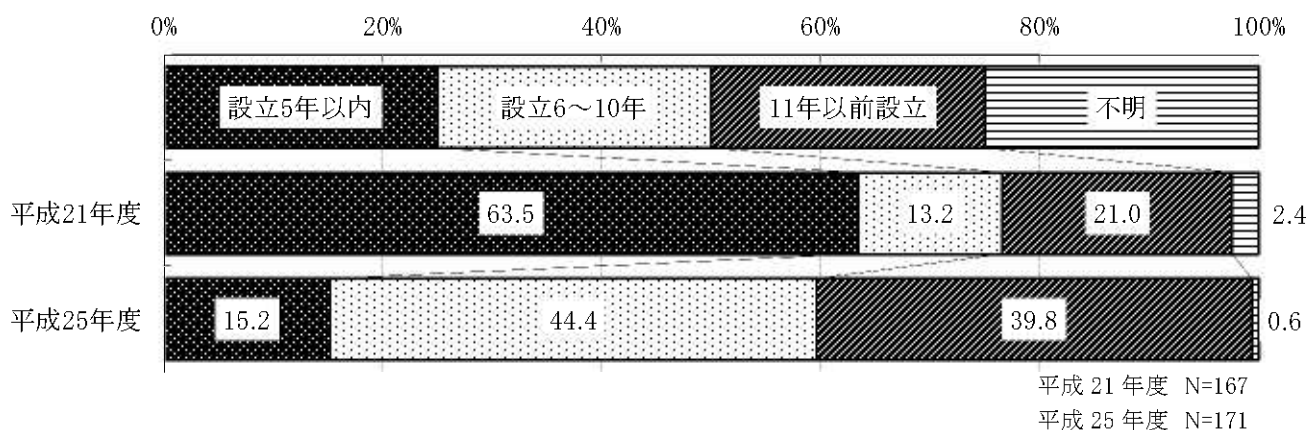
【参加者の年代】



【活動人数】



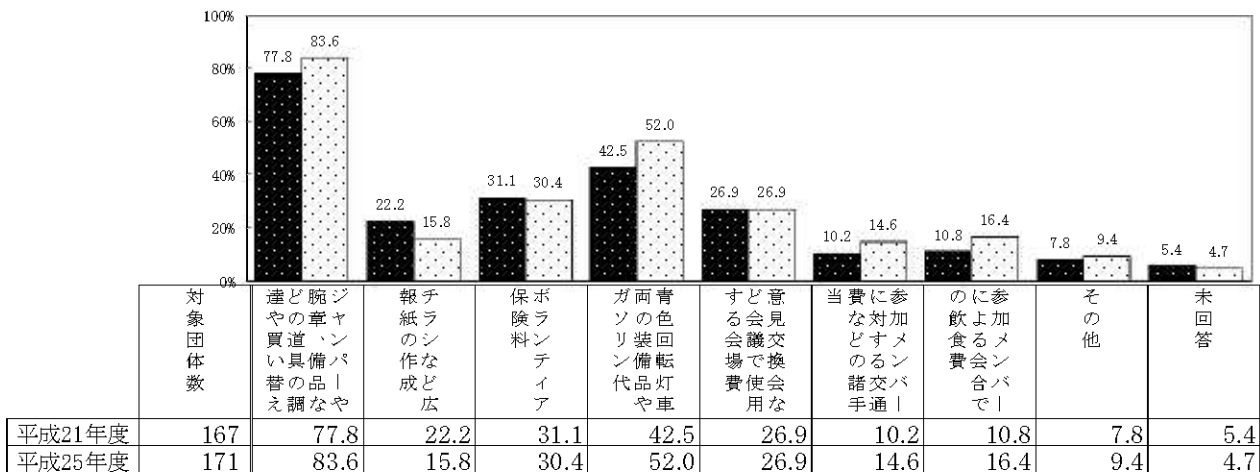
【活動年数】



(10) 地域防犯活動に要する支出

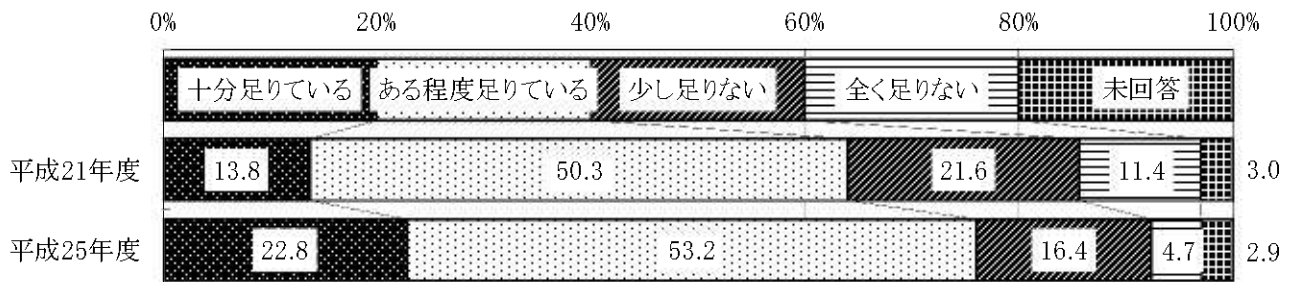
地域防犯活動団体アンケートにおいて、「地域防犯活動を行うにあたって、どのようなことにお金がかかっていますか」との問いに対しては、「ジャンパーや腕章、備品などの道具の調達や買い替え」が最も高く7割を超えています。また、活動に必要な道具や資金については、7割を超える団体が「十分足りている」又は「ある程度足りている」としており、前回アンケート調査結果に比べ、「足りている」とした団体の割合はいずれも増加しています。

【地域防犯活動に要する支出】



【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【地域防犯活動を行う際の道具について、現状をどのように感じていますか。】

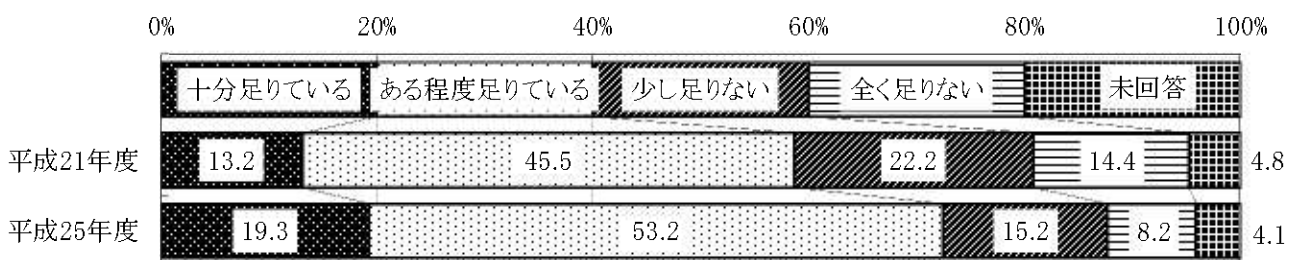


平成 21 年度 N=167

平成 25 年度 N=171

【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【地域防犯活動を行う際の資金について、現状をどのように感じていますか。】



平成 21 年度 N=167

平成 25 年度 N=171

【平成 21 年度及び平成 25 年度地域防犯活動団体アンケート】

【まとめ】

- ・多くの市民は、公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じている
- ・子を持つ市民の多くが子どもの犯罪被害に不安を感じている
- ・半数近くの市民は、防犯に関する情報が不足していると感じている
- ・8割以上の市民は期待する施策に「犯罪防止に配慮した環境整備」を挙げる
- ・市民の地域防犯活動への参加が減少しており、団体の少人数化が進んでいる
- ・地域防犯活動を行う市民が高齢化している
- ・地域防犯活動団体が活動を行うにあたって道具・資金は充足してきている

3 社会情勢

前期計画の策定以降における、防犯やまちづくりに関する社会情勢の変化など、札幌市を取り巻く動向について、以下のとおり整理します。

- (1) 国は、平成25年12月に、東京五輪開催に向けた治安向上策をまとめた『世界一安全な日本』創造戦略』を閣議決定しています。この中では、暴力団排除をはじめとする組織犯罪への対処、振り込め詐欺など身近な犯罪への対応を強化することとなっており、札幌市としても、国の戦略との整合性を図る必要があります。
- (2) 急速な高齢社会の進展による高齢者人口の増加に伴い、全国的に刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数割合が上昇(P9)しています。高齢者は犯罪のターゲットとなりやすく、犯罪被害に遭う可能性が高まってきていると推察できます。
- (3) 近年、様々な理由で適切に管理できない不適正管理空き家の問題が全国的に顕在化しており、不審者が居住するといった問題に対しては、防犯の観点からも対応する必要があります。
- (4) 暴力団は様々な犯罪を引き起こすとともに、一般市民の日常生活や経済取引にも介入するなど、市民社会の大きな脅威となっており、全国的に暴力団の排除の世論が高まっていることから、平成25年4月から「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（以下『暴排条例¹⁷』という。）」を施行しています。

【まとめ】

- ・国では『世界一安全な日本』創造戦略』を閣議決定している
- ・急速な高齢社会の進展により、高齢者の犯罪被害増加・集中の懸念がある
- ・全国的に不適正管理空き家問題が顕在化してきている
- ・暴力団排除の世論が高まり、札幌市においても「暴排条例」を制定した

¹⁷ 暴排条例：暴力団排除に関し基本理念を定め市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除関連施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済動の健全発展に寄与すること目的とした条例（平成25年4月策定）

4 これまでの取組概要とその評価

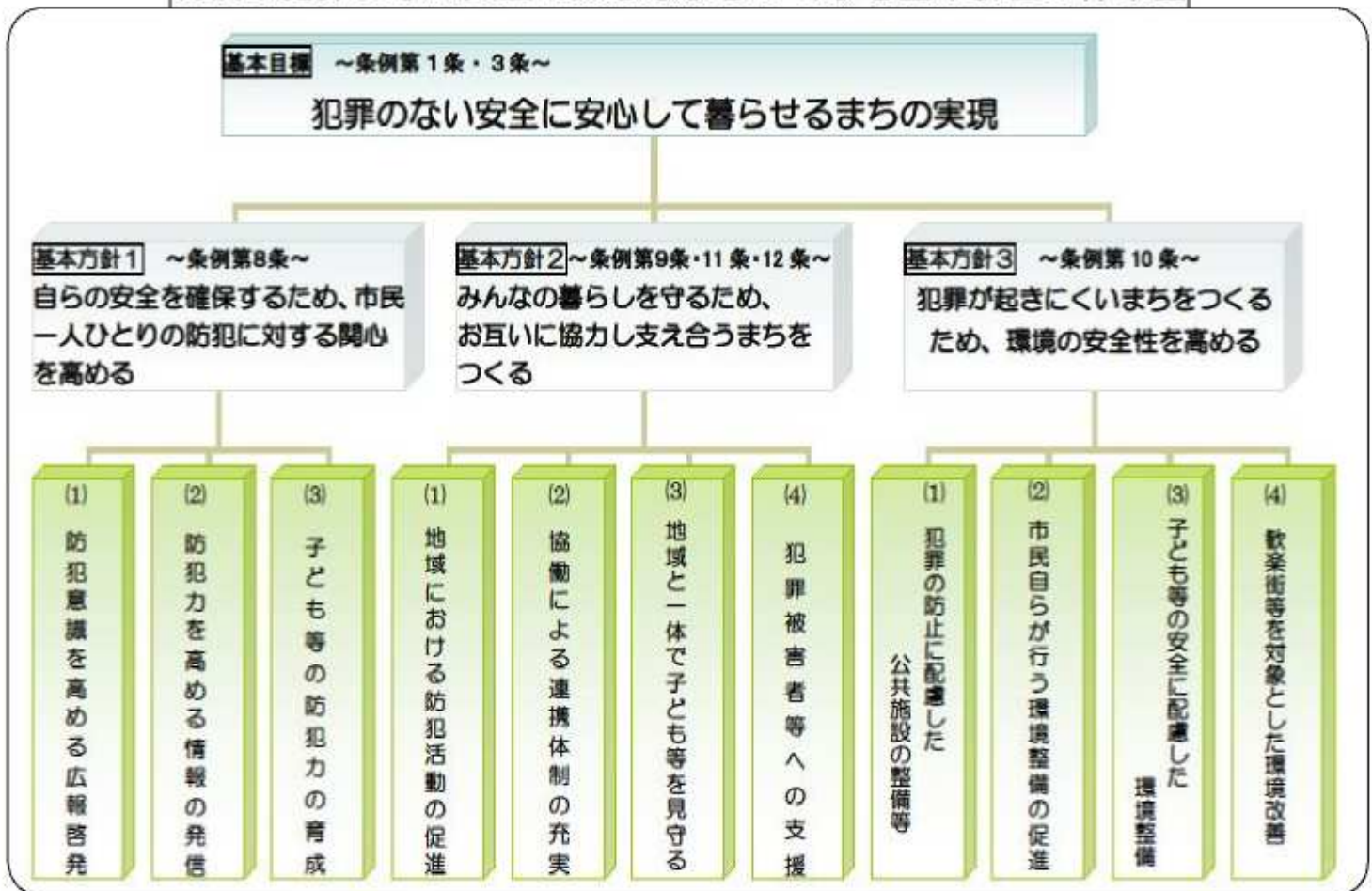
ここでは、前期計画のそれぞれの基本方針ごとの取組などを振り返って評価し、そこで浮かび上がる課題について整理します。

前期計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合」を成果指標として設定し、平成25年までに60%以上となるよう目指しました。

しかしながら、計画に基づく様々な取組を進めてきたにも関わらず、平成25年度の市民アンケート調査結果では、「安全安心なまちだと思ふ」「どちらかといえばそう思う」とする市民の割合は計画当初から1.2ポイント上昇し52.6%となったものの（P11）、目標達成には至りませんでした。

犯罪認知件数は減少しているものの、空き巣や車上ねらい、自転車盗といった身近な場所で発生する犯罪や、女性や子ども、高齢者などの犯罪弱者を狙った犯罪は依然として多く発生しており、市民意識においてはいまだ犯罪への不安が多くあることが要因の一つと考えられます。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系図



(1) 基本方針1（市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める）に基づく取組

市民の防犯に関する知識や意識を高めるため、安全安心パネル展の実施や防犯に関する市民向け講座（出前講座・防犯セミナー）の開催、広報さっぽろ（全市版・区版）や広報番組、ホームページなどによる情報発信、各種防犯パンフレット・リーフレットなどの配布を行いました。また、子どもの防犯力を育成するため、地域安全マップづくりの推進、新入学児童への防犯ブザー支給などを行いました。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成 22～25 年度)
・安全安心パネル展 ¹⁸	地下歩行空間や各区役所において毎年度開催
・出前講座 ¹⁹ 等の防犯講話	118 回開催・7,287 人が参加
・セーフティー自転車ライダー啓発冊子 ²⁰	365,000 部作製・配布
・インターネットトラブル対策ハンドブック ²¹	16,250 部作製・配布
・児童への防犯ブザー ²² 支給	65,456 個支給

【評価と課題】

- ・半数近くの市民は防犯に関する情報が不足していると感じている（P14）ことから、防犯に役立つ情報が市民に行き渡るような取組に、より一層力を入れる必要があります。
- ・子どもへの声かけやつきまとい事案など不審者事例が多く（P7）、また、子どもが犯罪被害に遭うことに不安を抱いている市民が多くいる（P13）ことから、子どもが犯罪被害者とならないよう、犯罪から身を守るための知識や危険回避能力を身に付けさせる必要があります。
- ・平成21年以降、女性を狙ったわいせつ事案などの性犯罪が増加傾向にあり（P8）、重大事件も発生しています。このような状況から、女性が防犯に関する知識を身に付けるとともに、性犯罪を抑止するため、性犯罪防止に関する広報・啓発を行う必要があります。
- ・特殊詐欺は、年々手口が変化・巧妙化していることなどから、市内でも被害が相次いでおり、特に高齢者の被害が目立っています（P10）。このことから情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報・啓発を強化する必要があります。

¹⁸ 安全安心パネル展：市民の防犯意識を高め、防犯に関する知識や理解を深めるためのパネルを区役所等で展示する取組

¹⁹ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明する取組

²⁰ セーフティー自転車ライダー啓発冊子：自転車のルール、マナーや盗難の予防等について記した冊子

²¹ インターネットトラブル対策ハンドブック：インターネット利用犯罪やトラブル等についての対策をまとめた冊子

²² 防犯ブザー：路上での強盗・痴漢・誘拐などの被害から身を守るために携帯する警報機

【まとめ】 今後は、

- ・防犯に役立つ情報が市民に行き渡るような取組に、より一層力を入れる
- ・子どもに犯罪から身を守るための知識や危険回避能力を習得させる
- ・女性が防犯知識を得ることができるよう、性犯罪防止の広報・啓発を行う
- ・情報が届きにくい高齢者への情報発信や広報・啓発を強化する

(2) 基本方針2（お互いに協力し支え合うまちをつくる）に基づく取組

安全で安心なまちづくりに関する市民などの連携を推進するため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催や、事業者が地域貢献活動としての防犯活動に携わるための支援を行い、安全安心なまちづくりをめざす地域安全サポーターズ事業を創設し、取組を進めてきました。

また、地域における防犯活動を促進するため、区やまちづくりセンターなどによる様々な活動支援、子どもなどを見守るためのパトロールなどに取り組みました。

犯罪被害者等を支援するため、総合的対応窓口の設置や、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧などの制限をはじめとしたDV被害者への支援などを行いました。

しかしながら、『犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰』については、制度創設には至りませんでした。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成22～25年度)
・犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会 ²³	3回開催
・地域安全サポーターズ ²⁴ 登録事業所数	283事業所が登録(平成26年3月末)
・西区子どもの見守りネットワーク会議 ²⁵	総会参加者360人、通信発行12回
・犯罪被害者等への相談件数 ²⁶	5,732件
・青少年を見守る店 ²⁷	6,183店が登録(平成26年3月末)
【参考】	
・地域防犯活動団体	275団体(平成25年:北海道警察調べ)

【評価と課題】

- ・市民の地域防犯活動への参加が減少しており(P15)、市民からは参加方法のわかりやすさが求められている(P16)ことから、防犯活動に参加しやすくするため、参加

²³ 犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会:安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を促進するため、地域、関係団体・機関の情報共有を図る会議

²⁴ 地域安全サポーターズ:社会貢献活動の一環として、市内でパトロールなどの地域安全活動を行う事業者登録制度(平成23年10月に制度創設)

²⁵ 西区子どもの見守りネットワーク会議:子どもの見守りを通じ安全安心な地域を実現するため、自主防犯組織などが加入する会議。加入団体の活動報告などを行う総会の開催、子どもの防犯に係る記事を掲載した通信の発行など実施

²⁶ 相談件数:犯罪被害者等支援総合窓口、市配偶者暴力相談センター、性暴力被害者支援センター北海道の相談件数計

²⁷ 青少年を見守る店:子どもたちに温かい気持ちとことばで接するとともに、酒類やタバコ、成人向けの図書等の販売を行わないなど、青少年の健全育成に協力するお店

方法などの周知の取組を強化していく必要があります。

- ・地域防犯活動団体の活動年数を見ると、6年以上活動を続けている団体が8割を超え継続的に活動している団体が増加してきています（P18）。
- ・地域防犯活動団体構成員の高齢化や、団体の少人数化が進んでいるとの実情が浮かびあがっています（P18）。このことから、地域全体の防犯力を更に向上させるためには、現役世代の参加促進や防犯リーダーの育成を支援していく必要があります。
- ・子どもへの声かけやつきまとい事案など不審者事例が多く報告されています（P7）が、これらの事案は、子どもの登下校時の通学路のほか、放課後における外出先からの帰宅途中などでも発生していることから、地域、保護者、学校などが連携して、地域全体で見守り活動を行う必要があります。
- ・児童虐待の虐待通告受付件数は年間1,000件程度になっています（P8）。児童虐待は日常生活の中で発生し、殺人などの生命に関わる重大犯罪に発展する事案もあること、また、児童虐待対策には犯罪被害者支援の側面もあることを鑑みると、この計画においても取り上げる必要があります。
- ・高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の犯罪被害の割合が増加、集中していく傾向にあると推測できる（P20）ことから、高齢者を犯罪から守るために、市と地域住民、警察、関係団体などが一体となり、高齢者への見守り活動などを進める必要があります。
- ・地域防犯活動に取り組む市民や団体の社会的評価を高め、活動の継続化や活発化を図るため、札幌市として防犯に関する顕彰制度を創設する必要があります。

【まとめ】 今後は、

- ・防犯活動への参加方法などの周知を強化していく
- ・現役世代の防犯活動への参加促進や防犯リーダー育成を支援していく
- ・子どもの登下校時など地域と学校とが連携して見守り活動を行う
- ・犯罪被害者支援の観点から、児童虐待問題にも対応する
- ・高齢者を犯罪から守るため、地域が一体で見守り活動などを進める
- ・未実施の顕彰制度について、制度創設に向けて検討する

（3）基本方針3（環境の安全性を高める）に基づく取組

犯罪の発生しにくい環境を整備するため、街路灯の整備や公園整備における見通し確保など犯罪の防止に配慮した公共施設の整備・管理に取り組んでいます。

また、市民自らが行う環境整備を促進するため、私設街路灯設置などへの補助金交付、地域での自主的な取組の支援として、「街路樹ます」での花壇づくりなど地域美化活動への支援などを行っています。このような防犯に関する環境整備を進めた結果、市内の防犯に関する設備は充実しつつあるといえます。

子どもの安全に配慮した環境整備では、学校設備の防犯性を高めるなど安全安心な学校づくりや地下鉄駅の安全対策などを実施しました。

また、平成 25 年には「暴排条例」を制定し、同年 4 月から施行しています。

【主な取組結果】

取組内容	実績(平成 22～25 年度)
・街路灯 ²⁸ の整備	市内全域で 158,142 灯整備 (H25 年度末)
・歩道美化事業 ²⁹ (街路樹ますでの花壇づくり)	延べ 4,151 団体に 1,756,061 株を支給
・スクールガード ³⁰ 及びスクールガードリーダー ³¹	2001 人・50 人を配置 (平成 25 年度)
・女性と子どもの安心車両 ³²	南北線・東西線全線で平日に実施
・すすきの地区啓発バナー ³³	毎年度 50 枚を駅前通に掲示

【評価と課題】

- ・市民の多くは道路など公共空間での犯罪遭遇に対する不安を感じており (P12)、また、犯罪の防止に配慮した環境整備を求める意見が多くあります (P14)。犯罪情勢では、市内の犯罪の多くは路上などの公共の場において発生しています (P6)。従って、今後も引き続き、市と市民とが協力しながら、犯罪を起こさせない環境づくりを進めていく必要があります。
- ・空き家対策については、全国的に人口減少や高齢化が進み、様々な理由で適切に管理できない不適正管理空き家の問題も新たに顕在化してきており (P20)、対策を進める必要があります。
- ・平成 25 年に「暴排条例」を制定したことから (P20)、条例に基づき、暴力団への牽制や、資金の流れを遮断していくための広報・啓発活動の推進、市の事業における暴力団排除などに、より力を入れて取り組む必要があります。

【まとめ】 今後は、

- ・引き続き犯罪を起こさせない環境づくりを進める
- ・不適正管理空き家問題に対して防犯の観点からの対策を進める
- ・条例制定を踏まえ、暴力団排除により一層力を入れて取り組む

²⁸ 街路灯：街路を明るくするために取り付けけた電灯

²⁹ 歩道美化事業：市が助成した花苗を地域住民が街路樹ますに植え込む等により、美しい道路景観づくりを行い、良好な生活環境の確保を図る取組

³⁰ スクールガード：札幌市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時など見守り活動を行っていただくボランティア

³¹ スクールガードリーダー：学校やスクールガードに警備上のポイント、不審者への対処方法などに関するアドバイスを行う警察官 OB

³² 女性と子どもの安心車両：平日の始発から午前 9 時までの間、南北線及び東西線において、女性と小学生以下の男子及び身体の不自由な方と介護する男性が乗車可能な車両

³³ すすきの地区啓発バナー：市民や観光客に「安全で安心なまちすすきの」をアピールするための啓発促進用旗

第3章 計画の構成

この章では、前章におけるこれまでの前期計画の評価や課題の検討を踏まえ、計画の策定にあたって、その計画体系などについて概説します。

1 計画体系

(1) 基本目標

安全安心条例を具体化する計画の根幹となる基本目標は、市として根本的、かつ、不変な目標であること、同条例第1条における条例制定の目的「安全に安心して暮らせるまちの実現」を踏まえ設定しているものであることから、引き続き基本目標として設定します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

計画では、犯罪がなく市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向け、市民・事業者・地域防犯活動団体と市などが一体となって身近な犯罪の未然防止に向けた取組を進めます。また、それぞれが役割を果たして自主的な防犯活動を行い、犯罪を未然に防止する地域づくりを進めます。

また、計画では、犯罪を防止するための広報・啓発や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための施策を推進することにより、被害に遭う市民を一人でも少なくし、犯罪遭遇に対する市民の不安感軽減を図っていきます。

地域住民が、安全で安心なまちづくりの取組を積極的に行い、市や警察などの行政が犯罪に遭いにくい環境整備を行ったとしても、市民の防犯意識が低く十分な対策が行われない場合には、犯罪に遭う危険性が高くなります。そのため、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、行政の取組に加え、市民一人ひとりが防犯意識をもって生活を送ることが重要であることから、市民の防犯意識を高めていきます。

さらに、犯罪被害に遭った人々に対して、その権利利益の保護及び回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるような支援を行うことにより、誰もが安全に安心して暮らすせるまちを目指します。

なお、計画の推進にあたっては、安全安心条例における基本理念を踏まえ、市民や事業者と連携協力しながら、活動の自主性及び地域性を尊重し、日常生活や地域活動を通じた活力あるコミュニティづくりを重視するとともに、景観や環境、プライバシーなどの他の分野に与える影響などに十分配慮します。

(2) 基本方針

前期計画では、基本目標を達成するため3つの基本方針を定めていますが、策定以降一般刑法犯認知件数が減少を続けており、前期計画に基づく各種施策・取組による成果が出てきていると評価できることから、引き続き現行の3つの基本方針を維持しつつ、諸々の施策を進めていきます。

【基本方針】

- 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める
- 2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる
- 3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

また、各基本方針に基づく基本施策については、これまでの施策に加え、第2章において検討したこれまでの取組の評価と課題を踏まえ、女性や高齢者の防犯力向上や犯罪被害防止策の推進などを新たに基本施策に位置付けることとします。また、暴力団排除の取組についても、基本施策に位置付けることとします。従って、これまでの11の基本施策を16に増やし取組を推進していくこととします。

(3) 重点施策

市民意識や犯罪情勢などから判明した課題を解決し、安全で安心なまちづくりをより一層推進していくためには、基本施策のうち、課題として捉えた事柄に関する施策で、特に重要として重点的に取組むべきものを「重点施策」に位置付け、優先的に取組むことが効果的です。このため、犯罪情勢や市民アンケートの意見などを踏まえて「重点施策」を設定し、対策を進めます。重点施策に設定した施策には、その施策における取組の一つに達成目標を設定することとし、十分に検証を行えるようにします。

2 成果指標・達成目標

(1) 成果指標

計画の進捗状況を測るためには成果指標の設定が効果的であることから、前期計画では、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思える市民の割合」を成果指標として設定しました。

しかしながら、この成果指標は、世間において発生する事件・事故など外在的な要因に左右されやすく、漠然とした不安感なども捉えてしまう指標であることが判明し、札幌市の取組による直接的な成果が見えづらくなるという影響があることから、意識

指標の把握と成果測定が困難であると考えます。

この点を踏まえ、成果指標として不確定要素が少なく、取組結果を市民意識に出来る限り反映可能な指標を採用する必要があるため、新たに設定しなおすこととします。

安全で安心なまちづくりにおいては、市民一人ひとりが防犯意識をもって防犯対策を行うことが非常に重要であることから、「犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合」を成果指標として設定し、市民の防犯に関する意識を高めることに努めます。

また、市民意識調査の結果では、地域で協力して行っている防犯活動について、半数近くの市民が「知らない」としており、また、防犯活動への参加割合が低い水準となっていることなどから、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっての成果指標として、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を設定し、市民への情報提供・情報共有に努めます。

成果指標の設定にあたっては、活動内容が多岐に渡る地域防犯の取組を単一の指標で測定することは難しいことから、成果指標とは別に、達成目標を設定します。また、異なる複数の観点による指標を採用することにより効果を測りやすくなることから、基本方針ごとに達成目標を設定することとします。

【成果指標】

1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合

市民が、犯罪に対する知識・情報や自己の安全と地域の防犯に関心を持ち、自分や地域の安全は自分たちで守るとの意識が持てているか検証する。

・ 64.5%（平成26年度） → 75%（平成30年度）

2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合

市の情報発信や広報啓発が市民に十分行き届き、市民が、地域における防犯に参加することができるか検証する。

・ 13.3%（平成25年度） → 25%（平成30年度）

(2) 達成目標

基本方針の進捗を測るため、基本方針ごとに設定した重点施策に対して達成目標を設定することとします。

【基本計画の体系】

基本目標

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

成果指標

- 1 犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合
- 2 地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合

基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

基本 施策

- (1) 防犯意識を高める広報啓発
- (2) 防犯力を高める情報の発信
- (3) 子どもの防犯力の育成
- (4) 女性の防犯力向上
- (5) 高齢者等の防犯力向上

重点施策

達成目標:防犯講習の開催件数

新施策

新施策

基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

基本 施策

- (1) 地域における防犯活動の促進
- (2) 協働による連携体制の充実
- (3) 地域と一体となった子どもの見守り
- (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進
- (6) 犯罪被害者等への支援

重点施策

達成目標:地域安全サポーター登録数

新施策

新施策

基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

基本 施策

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- (2) 市民自らが行う環境整備の促進
- (3) 子ども等の安全に配慮した環境整備
- (4) 歓楽街等を対象とした環境改善
- (5) 暴力団等の排除

重点施策

達成目標:「子ども110番の家」登録軒数

新施策

第4章 基本方針及び基本施策

基本目標を達成するために、第2章において整理した課題を踏まえて、3つの基本方針に基づく16の基本施策を展開します。

【基本方針】

1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

【基本施策】

- | | |
|------------------|------|
| (1) 防犯意識を高める広報啓発 | 重点施策 |
| (2) 防犯力を高める情報の発信 | |
| (3) 子どもの防犯力の育成 | |
| (4) 女性の防犯力向上 | 新施策 |
| (5) 高齢者等の防犯力向上 | 新施策 |

1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

安全安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが、犯罪についての情報を収集し、防犯の意識をもって対策を講ずることにより、身近な場所で発生する犯罪から身を守ることができます。そのため、市民に対し、日頃から防犯意識を持って暮らすことの大切さについて広報・啓発を行うことは非常に重要です。市民一人ひとりの防犯意識の定着が地域の安全に対する住民意識の高まりにつながり、地域活動参加への契機になることも期待できます。

また、防犯に関する情報提供や広報・啓発については、子どもや女性、高齢者等の犯罪弱者ごとに効果的な手法などが異なることから、より情報が届きやすくなるよう犯罪弱者ごとに手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行います。

このような取組を積極的に進めるため、次の5つの施策を展開していきます。

(1) 防犯意識を高める広報啓発 **重点施策**

市内で発生する犯罪の多くは、日常生活で被害に遭うおそれがある空き巣や車上ねらいなどの窃盗、特殊詐欺といった身近な犯罪です。

そうした犯罪に遭うことを他人ごととは考えず、「自分の安全は自分で守る」との意識を醸成するとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるよう、各種イベントの開催や啓発などを通じて防犯意識を高めます。

また、戸締りや施錠など、日頃から誰でも簡単に取り組むことができる防犯対策について周知を徹底するとともに、市民一人ひとりが、より防犯性の高い対策を講ずる

ことができるよう、防犯に関する知識や技能を習得する機会を創出します。

市民の防犯意識を高めることが防犯の取組の根幹であること、市民アンケートにおいて市からの情報が不足しているとの指摘があることなどから、重点施策として設定し取組を強化します。

【主な取組】

① 市民に対する啓発活動の実施

市民の防犯意識を高めるため、国が定める「安全・安心なまちづくりの日」³⁴などに併せて、パネル展や街頭啓発活動などの取組を実施します。

② 防犯に関する出前講座の実施 **レベルアップ**

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する理解の増進を図るため、出前講座³⁵において、市の犯罪情勢や防犯の取組などを分かりやすく説明します。



【出前講座】

③ 防犯セミナーの開催

市民の防犯に関する意識を高めるとともに地域防犯活動の促進を図るため、防犯に関する様々なテーマを取り上げた防犯活動実践者・市民向け研修会を開催します。

(2) 防犯力を高める情報の発信

市民が自らの安全を確保するには、犯罪に関する情報を得ることが重要です。これらの情報を様々な媒体を通じて発信することにより、広く市民の注意が喚起され、犯罪を誘発する機会を減らすことができます。

そこで、市民が知りたい情報を手軽に入手できる体制整備を進めることによって、市民一人ひとりの防犯力の向上を図ります。

【主な取組】

① 地域単位での犯罪情報等の共有 **レベルアップ**

地域住民が集まり安全マップ作製などを行う機会を設け、防犯対策に関する意見交換が活発に行われるよう、警察や関係機関と連携して、区役所やまちづくりセンターを通じた地域単位での犯罪情報などの提供をきめ細かく行い、住民との共有を図ります。

② 行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起

行政サービスを悪用し、市職員などを装った不審な電話や訪問による犯罪などの被害を防止するため、注意喚起及び情報収集を行います。

³⁴ 安全・安心なまちづくりの日：平成17年12月に開催された犯罪対策閣僚会議において、安全・安心なまちづくりについて、その重要性を幅広く周知し、これを推進する気運を全国的に広げるため、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」と定めた。

³⁵ 出前講座：市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明する取組

③ 防犯に関する情報発信

犯罪の発生状況などを広く市民に注意喚起するため、犯罪情勢や防犯に関する知識を広報紙やホームページ、市政番組などの各種媒体を活用して情報提供します。また、子どもへの声かけ事案や犯罪の発生情報などをリアルタイムで発信する北海道警察の「ほくとくん防犯メール」³⁶の活用を促進します。

【ほくとくん防犯メール】



【アドレス：<http://www.mmg.police.pref.hokkaido.lg.jp/>】

(3) 子どもの防犯力の育成

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「子どもの権利条例」という。）」³⁷第23条第2項では、「市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努める」と規定しています。

子どもが狙われる犯罪はいまだに多く発生していることから、犯罪被害に遭わないために、防犯力や危機回避能力を習得することができる機会を創出します。

成長・発達段階によっては、子どもは保護者を通じて学ぶことが多いことから、保護者の理解促進を図ることにより、子どもとともに防犯力を高めることができる支援を行います。

【主な取組】

① 幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施

幼児・児童が防犯力を向上させるため、北海道警察などの公的機関や民間団体などと連携し、幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施を推進します。

② 生徒及び学生向け防犯教室の開催

通学時における自転車盗難やインターネットの利用に伴う犯罪などの被害の防止やモラルの向上を目的とした生徒及び学生に対する防犯教室を開催します。

③ 保護者向け研修会等の開催

保護者や教職員などが、防犯に対する関心を高め、子どもの防犯力を育成できるようにするため、研修会や助言指導などを行います。

④ 地域安全マップづくりの推進 **レベルアップ**

子どもが犯罪被害に遭う危険性を低くするため、子ども自身の危険予測能力や危機回避能力の向上に役立つ地域安全マップ³⁸づくりの取組を推進します。



【地域安全マップづくり】

³⁶ ほくとくん防犯メール：北海道警察が電子メールにてパソコンや携帯電話に犯罪

³⁷ 子どもの権利条例：子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とした条例（平成21年4月1日施行）

³⁸ 地域安全マップ：犯罪が起こりやすい「入りやすい場所」や「見えにくい場所」等を記した地図

(4) 女性の防犯力向上 **新施策**

強制わいせつやひったくりなどの犯罪の被害者には女性が多く、また、わいせつ事案などの性犯罪が増加傾向にあります。性犯罪などに遭わないためには、女性自らが防犯対策を講ずるなど防犯意識を高めることも重要です。このため、女性が防犯に対する知識を身に付けることができるよう、性犯罪防止に関する広報啓発を行います。

【主な取組】

① 女性に対する広報啓発の実施 **新規**

女性に対する性犯罪・痴漢行為・DVなどの防止に関する啓発、女性の防犯意識向上に向けた取組を推進します。女性を狙った犯罪から身を守るための対処法をまとめた「防犯ハンドブック」を作成し、女性が警戒すべき事項などの周知を図ります。

② 犯罪防止教育等の実施 **新規**

若年層の防犯意識を高めるため、高校・大学などに出向いて、犯罪に遭わないための防犯講習会や、交際相手などからの暴力行為を防ぐための講習会を実施するなど若年層を対象とした学習機会を設けます。

(5) 高齢者等の防犯力向上 **新施策**

高齢者の犯罪被害件数はほぼ横ばいの状態ですが、超高齢社会を迎え、今後、高齢者の犯罪被害が増加していくことが予想されます。札幌市では、これまでも「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺や消費者被害防止のための広報・啓発を実施していますが、こうした情報は、被害の多い高齢者層に届きにくいとの課題があることから、警察、地域、関係団体などとの連携を強化し、被害の多い高齢者に対し継続的な広報を行います。

【主な取組】

① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 **新規**

高齢者等が容易に情報を得ることができるよう、消費者被害に加え新たに特殊詐欺などについても様々な情報提供手段を用いて注意喚起を行います。

② 犯罪被害予防のための啓発の実施 **新規**

高齢者等が自らの安全を確保することができるよう、高齢者団体向け講座をはじめ落語や劇団による演劇など高齢者の受け入れやすい方法で住宅防犯や空き巣対策などの犯罪対策や防犯意識向上に向けた啓発を行います。

【達成目標】

○防犯講習（出前講座等）の開催件数

31回（平成25年度） → 60回（平成31年度）

【基本方針】

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

【基本施策】

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 地域における防犯活動の促進 | 重点施策 |
| (2) 協働による連携体制の充実 | |
| (3) 地域と一体となった子どもの見守り | |
| (4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進 | 新施策 |
| (5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 | 新施策 |
| (6) 犯罪被害者等への支援 | |

2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

地域で行われる防犯活動により構築されるネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の未然防止や、地域の防犯力向上につながります。市民が安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高め、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力した取組とすることが重要です。

そこで、地域防犯活動がより活発にきめ細かく行われるよう5つの施策を展開していきます。

また、安全安心条例第12条では、「市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする」と規定しています。誰もが安心して暮らせるまちを目指すためには、犯罪被害に遭った方に対し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する必要があることから、犯罪被害者支援の施策を展開します。

(1) 地域における防犯活動の促進 **重点施策**

「地域の安全は地域で守る」という意識に基づき、住民自らが、地域の実情に応じた活動目標を設定したり、手法を選択したりするなどして、積極的に地域防犯活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

また、必要に応じて、地域防犯活動に要する用品などを支援することにより、各団体における活動を活性化させ、継続的な活動となるよう図ります。

地域防犯活動の支援・促進は市の重要な役割であること、市民アンケートにおいて

も地域防犯活動への支援や連携促進に対する期待があることなどから、重点施策に設定し取組を強化します。

【主な取組】

① 地域安全サポーターズの取組の推進 **レベルアップ**

防犯に関心の高い事業者が、社会貢献活動としての地域防犯活動に参加しやすくするため、地域安全サポーターズ事業を進め、事業者と生活者が「安全安心」で結ばれるまちづくりを進めます。



【地域安全サポーターズ】

② 地域防犯活動への支援

地域防犯活動団体を支援するため、「市民まちづくり活動促進基金³⁹」などによる財政的支援や、地域防犯活動に必要とされるジャンパーや腕章などの物的支援を行います。

③ 地域の交流・連携による防犯力向上支援 **レベルアップ**

地域内における防犯活動の活性化を図るため、まちづくりセンターが核となり、町内会や地域防犯活動団体、学校やPTAなどの様々な団体が参加し、防犯上の課題などについて検討・意見交換を行う場の開催支援を行います。

④ 顕彰制度の創設 **新規**

地域防犯活動に取り組む市民や団体の社会的評価を高め、活動の継続化や活発化を図るため、地域防犯に著しい貢献を果たした市民などを表彰する制度を創設します。

(2) 協働による連携体制の充実

安全安心条例第11条では、「市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備する」と規定しています。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的かつ効果的に推進していくため、市民や関係機関などとの連携体制を整備し、相互に情報を共有するとともに、必要な対策を講じます。

【主な取組】

① 「安全・安心どさんこ運動」の普及促進

北海道や北海道警察、道内市町村などと連携した安全安心なまちづくりの取組を進めるため、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議が展開している「安全・安心どさんこ運動」⁴⁰の普及促進を積極的に進めます。

② 北海道警察との連携

³⁹ 市民まちづくり活動促進基金：市民からの寄附をもとに、基金登録団体である町内会、ボランティア団体、NPOなどが行うまちづくり活動に対して財政的な支援を行う基金（愛称：さぽーとほっと基金）

⁴⁰ 安全・安心どさんこ運動：人や地域や社会の絆によって、住みよい地域づくりのための様々な活動を促し、社会に広める道民運動

防犯の取組を進めるため、北海道警察と札幌市との相互間における連携を図り、関係行政を中心とした情報交換などを行います。

③ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催

市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるため、犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会を毎年度開催します。

(3) 地域と一体となった子どもの見守り

子どもの権利条例第23条第1項では、「市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努める」と規定しています。

一般的には、子どもは犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であることから、日常における学校や保護者、地域などによる支援が重要です。市ではこれまでも子どもを犯罪から守るために様々な事業を行ってきていますが、全国で子どもを狙った凶悪犯罪が立て続けに発生していることから、市民、事業者、警察、関係機関などとの連携のもと、これまで以上に子どもを犯罪から守る取組を進めるとともに、子どもの健全育成につながる活動を促進します。

【主な取組】

① 子どもの登下校を見守る活動の推進 **レベルアップ**

子どもの通学路における安全を図るため、子どもと接する機会の多い関係者や、町内会など地域一体となって、子どもの登下校を見守る活動を行います。



【子どもを見守る活動】

② スクールガード・スクールガードリーダーの配置

子どもの通学路における安全を図るため、スクールガード及びスクールガードリーダーを配置します。

③ 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施

子どもを有害環境から守り、健全育成を推進するため、「青少年を見守る店」への登録推進活動を行います。

④ 児童虐待への対応

犯罪抑止の観点からも取組を進め、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見・対応、児童・家庭への指導や援助などを進めます。

(4) 女性の犯罪被害防止の取組の推進 **新施策**

ひったくり、痴漢、盗撮や、強姦・強制わいせつをはじめとする性犯罪などの女性の安全を脅かす犯罪の発生は、女性の犯罪被害への不安を大きく増大させます。また、恋愛感情のもつれに起因するトラブルなどのうち、被害者や親族などに危害が及ぶお

そのある事案は、殺人などの生命に関わる重大事件に発展するケースもあります。これらのことから、女性が被害に遭いやすい犯罪の特徴を踏まえ、女性の意見を取り入れた対策を講じていきます。

【主な取組】

① 女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議の設置 **新規**

性犯罪を防止するため、女性ならではの視点から意見を募り犯罪対策に取り入れることを目的とした、女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議を設置します。

② 女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 **新規**

女性の意見を広く取り入れた対策を行政の立場から講じるため、①の会議のほか、アンケートや出前講座などにおける女性からの意見をもとに、推奨できる防犯グッズの提供など、女性に受け入れられやすい効果的な対策を実施します。

(5) 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進 **新施策**

札幌市における高齢者等の犯罪被害件数はほぼ横ばいの状態ですが、特殊詐欺や消費者被害に係る被害者の過半数が高齢者であることから、高齢者等に対する危険が増加していることがうかがえます。高齢者等が犯罪や事故に遭遇する危険性を低減させ、地域においてより安全で安心して暮らせる取組を進めます。

【主な取組】

① 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進

孤立を要因とした犯罪の発生を防止するため、高齢者団体の活動への支援や地域で気軽に利用できる場の充実などを推進します。また、一人暮らし高齢者に対する見守りに力を入れるとともに、様々な地域課題に取り組んでいる町内会などへの加入や地域活動への積極的な参加を呼びかけます。

② 地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 **レベルアップ**

地域安全サポーターズに登録している事業者で、新聞事業者、配送事業者など地域の高齢者宅を日常的に訪問する事業者の協力を得て、犯罪の未然防止の観点からの見守りや被害防止にむけた対応を強化します。

③ 大学生による高齢者防犯支援事業 **新規**

地域との連携が期待できる大学をモデルとして指定し、大学生が周辺の町内会や地域防犯活動団体と連携・協力して、地域の高齢者と交流しつつ防犯に関する声かけや見守りなどに従事する取組を行います。

④ 高齢者の犯罪被害防止に向けた連携 **新規**

高齢者に接する機会の多い民生委員・児童委員や介護支援専門員、老人クラブ、町内会などの地域団体に対して、消費者被害に加えて特殊詐欺に関する情報、防犯に関する情報を提供するなどして、地域での犯罪被害の早期発見や犯罪の未然防止

に努めます。

(6) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等は、心身や財産への直接的な被害に加え、精神的な後遺症や社会からの孤立、プライバシーの侵害、経済的困窮など多岐にわたる問題を抱えています。

こうしたことから、犯罪の被害に遭った人々に対し、その権利利益の保護及び回復が図られるよう支援します。

【主な取組】

① 犯罪被害者等に関する情報提供・広報啓発の実施

市民が犯罪被害者等の実情への理解を深めることができるよう、ホームページでの情報提供、セミナーやパネル展の開催などの広報啓発を行います。

② 総合的対応窓口等における対応

犯罪被害者等が求める情報を得やすくするため、引き続き犯罪被害者等の支援にあたる総合的対応窓口において対応を行います。

また、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、状況に応じた行政サービスの提供を行います。

③ 住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限

配偶者などからの暴力被害者等を保護するため、住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧などの制限を行います。

【達成目標】

○地域安全サポーターズ登録件数

283 件（平成 26 年 3 月） → 700 件（平成 31 年 3 月）

【基本方針】

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

【基本施策】

(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

(2) 市民自らが行う環境整備の促進

(3) 子ども等の安全に配慮した環境整備

重点施策

(4) 歓楽街等を対象とした環境改善

(5) 暴力団等の排除

新施策

3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

安全安心条例第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境の改善、美化活動などにより美しい街並みを維持することにより、犯罪を誘発する機会の減少が期待でき、また、出入りを管理し犯罪者が対象建物に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用したりすることにより、建物の安全性を図り、犯罪被害に遭う可能性の低下が期待できるなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進には、犯罪防止に配慮した環境整備が重要です。

また、空き家を放置し、不特定の者が侵入可能な状態にすることは防犯上も問題となり、安全安心な環境整備を行ううえでも不適正管理空き家対策を講ずる必要があります。

暴力団排除の取組については、暴排条例に基づいてより力を入れて行っています。

このような取組を推進するために、5つの側面から施策を展開していきます。

(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等

道路、公園などの公共施設やその周囲での犯罪を防ぐため、暗がりの解消や周囲からの見通しの確保など犯罪防止に配慮した施設整備や維持管理などを行います。

また、施設整備や既存施設の維持管理にあたっては、国や北海道が定めた各種基準・指針などを参考としつつ、防犯対策の観点から考慮を入れて実施します。

【主な取組】

① 街路灯や公園等の整備

道路や公園、駐輪場などの公共空間の安全性を高めるため、街路灯の整備や周囲からの見通し確保など防犯の観点に配慮した公園整備、駐輪場の整備を進めます。



【街路灯】

② 良好な公共空間の維持

割れ窓理論⁴¹に基づき、公共空間における犯罪を誘発する機会を減少させるため、道路や公園、駐輪場などのゴミのポイ捨てや放置自転車などの防止を図ります。

③ 地下鉄駅及び車内における巡回警備

地下鉄駅構内及び車内の風紀及び秩序を守るため、巡回警備などにより、安全で安心な空間の保持に努めます。

(2) 市民自らが行う環境整備の促進

市民や事業者が、地域に犯罪者が入り込まないよう防犯に資する環境整備を行うことは、地域の安全性を高めるとともに、防犯意識を高めることにもつながります。市民や事業者が、効果的に環境整備の取組を行うことができるよう必要な情報提供や知識の普及を図り、環境整備に関する支援を行います。

また、住宅への侵入盗の件数は減少していますが、住宅の防犯対策は防犯の基本であることから、市民が行う住宅の防犯対策の支援を進めます。

不適正管理空き家に関しては、様々な観点からの対策を講ずる必要がありますが、防犯の観点を踏まえた取組を進めます。

【主な取組】

① 市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製 **新規**

防犯性能の高い住宅を普及させるため、犯罪の防止に配慮した住宅の構造や設備などに関する基準、居住者の安全確保に役立つ管理対策などについて記載したガイドラインを作製し配布します。

② 住宅防犯診断ホームページの開設 **新規**

侵入盗に対して不安のある市民や住宅改修を行う市民が活用できるよう、防犯に配慮した住まいづくりの考え方やポイントをまとめたホームページを作成します。

③ 不適正管理空き家に関する相談体制の整備 **新規**

不適正管理空き家についての相談体制を整備し、関係部などとの連携を図りながら、犯罪を誘発することがないように、所有者に対し適正な維持管理を求めます。

④ 防犯カメラの適正な設置運用の促進

事業者等による防犯カメラの設置運用の適正化を図るため、「札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン⁴²」の普及に努めます。

【防犯カメラの設置及び運用
に関するガイドライン】



⁴¹ 割れ窓理論：建物の窓ガラスが割られて放置しておくと、外部からその建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増え、建物全体が荒廃し、さらには地域全体が荒れていくとの考え方

⁴² 札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン：防犯カメラの設置・運用に関し、プライバシー保護や市民の不安感解消を図るため、事業者等が配慮すべき事項を定め、その適正化の促進を目的とした指針（平成20年1月策定）

(3) 子ども等の安全に配慮した環境整備 **重点施策**

学校や子どもが日常的に利用する機会の多い施設などの安全対策は、子どもが安全な環境で安心して育ち学ぶ上で、必要不可欠です。

学校施設内や通学路などにおいて、死角の排除や不審者の侵入防止など子どもの安全確保を図り、子どもが安全に安心して育ち学ぶことができる環境整備を進めます。

また、その他の施設においても、防犯上、配慮を要する子ども等が安全に安心して利用できる環境づくりを推進します。

子どもの安全に配慮した環境整備を期待する市民意見が多くあり、引き続きこうした取組を最大限進める必要があることから、重点施策として設定し取組を進めます。

【主な取組】

① 安全な学校施設等の整備

学校施設などの整備にあたっては、不審者の侵入対策など防犯上の措置を講ずるほか、屋外各部及び建物内の共用部分などは周囲からの見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

② 学校への侵入者対策

不審者などの侵入に対して、教職員や児童生徒が適切に対処するため、学校単位で作成している安全マニュアルに基づく対策を徹底します。

③ 「札幌市子ども 110 番の家」制度の創設 **新規**

通学路などでの安全を図るため「札幌市子ども 110 番の家」制度を創設し、子どもたちが犯罪に遭いそうな場合に救助を求めることができるよう、警察・市・教育委員会・学校・関係団体などが連携して地域における「子ども 110 番の家」の設置を支援し、地域住民などと協働して通学路を中心に子どもの安全に配慮した環境整備を進めます。



④ 地下鉄等の安全対策

子どもや女性が安全に安心して地下鉄を利用できるようにするため、駅構内の環境保持や子どもや女性に配慮した車両運行などの取組を行います。

【女性と子どもの安心車両】



(4) 歓楽街等を対象とした環境改善

東京以北最大の歓楽街である薄野地区は、飲食店や娯楽施設が多く、観光客を始めとした多くの人々が集まる場所であるため犯罪が数多く発生しており、繁華街における健全な環境づくりのため、引き続き、環境整備や「札幌市公衆に著しく迷惑をかけ

る風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（ススキノ条例）⁴³の周知などに取り組みます。

【主な取組】

① クリーン薄野活性化連絡協議会⁴⁴等の取組推進

薄野地区を安全で安心な魅力あるまちとするため、クリーン薄野活性化連絡協議会をはじめとした関係機関や地元関係者などと一体となって啓発などに取り組みます。



【冬季クリーン薄野特別運動】

② ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制

ススキノ条例に基づく取組みのほか、誰もが安心して通行し、利用することができる快適な歓楽街を形成するため、公共の場所における悪質な客引き行為など迷惑行為の撲滅に向けた対策を進めます。

③ 薄野地区における防犯環境の整備

薄野地区の犯罪抑止や防犯環境構築のため、「青色防犯灯⁴⁵」設置や「安全・安心なススキノ」バナーの設置などを推進します。



【安全・安心なススキノバナー】

(5) 暴力団等の排除

新施策

市内には約1,000人（平成26年現在）の暴力団員がおり、歓楽街などに事務所を構えて、不当要求や違法営業などの活動を行っているといわれています。市民生活に多大な被害と不安を与えるこれらの行為を排除し、暴力のない明るく住みよいまちとするため、関係機関との連携のほか、市営住宅への入居などの行政サービスを制限することにより、地域環境を浄化し、暴力団などの排除を進めます。

【主な取組】

① 市の事業における暴力団等排除の推進

市が実施する入札から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するため、暴力団排除措置や、下請け業者が暴力団関係事業者ではないことを確認させるなどの必要な対策を講ずるよう契約の相手方に対して求める措置を講じます。

② 暴力団排除に関する活動への支援

市民や事業者が、暴力団の排除に関する活動に、自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民や事業者への情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

⁴³ ススキノ条例：指定区域において、性風俗店等で働くことや客となるように誘う行為及び卑わいな広告物の掲出等を罰則付きで禁止する条例（平成17年12月1日施行）

⁴⁴ クリーン薄野活性化連絡協議会：薄野地区の魅力向上・活性化を目指し、関係機関と連携しながら取組を進める団体

⁴⁵ 青色防犯灯：光源が青色の街路灯

③ 関係機関・団体との連携

北海道や他の市町村、北海道警察や北海道暴力追放センター⁴⁶など関係する機関や団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施します。

【達成目標】

○「札幌市子ども 110 番の家」登録軒数

制度創設（平成 27 年度） → 20,000 軒（平成 30 年度）

【基本目標・重点施策・成果指標】

基本目標	犯罪のない安全に安心して暮らせる まちの実現	成果指標 1	犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合 64.5%（平成 26 年度） → 75%（平成 30 年度）
		成果指標 2	地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合 13.3%（平成 25 年度） → 25%（平成 30 年度）
重点施策 1	防犯意識を高める広報啓発 （基本方針 1 基本施策 1）	達成目標 1	防犯講習（出前講座等）の開催件数 31 回（平成 25 年度） → 60 回（平成 30 年度）
重点施策 2	地域における防犯活動の促進 （基本方針 2 基本施策 1）	達成目標 2	地域安全サポーターズ登録件数 283 件（平成 25 年度末） → 700 件（平成 30 年度末）
重点施策 3	子ども等の安全に配慮した環境整備 （基本方針 3 基本施策 3）	達成目標 3	「札幌市子ども 110 番の家」登録軒数 制度創設（平成 27 年度） → 20,000 軒（平成 30 年度）

⁴⁶ 北海道暴力追放センター：暴力団による暴力のない安全で平穏な社会環境を作る運動を推進する公益財団法人

第5章 計画の推進

基本目標の達成に向けて、効果的かつ着実に計画を推進するための体制を構築するとともに、適切な進行管理に努めます。

1 全市的な推進体制

地域の代表者や北海道警察、関係団体などから構成される「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会」において、犯罪発生時における迅速かつ的確な情報の共有や必要な対策を講じます。また、協議会の構成員による日常的な取組に関する報告や意見交換などを毎年度行うことによって、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進していきます。

2 全庁的な推進体制

犯罪のない安全で安心なまちづくりの取組に関係する部長職で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって施策を展開します。

3 計画の進捗管理

計画期間中においては、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」を定期的開催し、計画に基づく施策の実施状況や犯罪情勢、市民アンケートなどの情報をもとに検証・評価を行います。

見直しにあたっては、意見を聴取するためのパブリックコメントを実施するなど、市民意見を幅広く聴取します。

参 考 資 料

- I 主な関連事業
- II 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
- III 第2次基本計画の策定経過
- IV 市民アンケート及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）
- V 「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」（素案）に対する市民意見の概要と札幌市の考え方について
- VI 政令指定都市における犯罪認知件数等
- VII 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
- VIII 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
- IX 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

I 主な関連事業

ここでは、第4章基本方針及び基本施策(30ページ～43ページ)と関連性のある主な事業を掲載しております。

基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本 施策 1 防犯 意識 を 高 め る 広 報 啓 発	①市民に対する啓発活動の実施 ○交通安全と合同の安全安心パネル展の開催 ○「安全・安心なまちづくりの日」に併せたパネル展の開催 ○各種街頭啓発活動の実施	市民まちづくり局 区
	②防犯に関する出前講座の実施 ○出前講座の実施 「犯罪被害に遭わないために～札幌市の地域防犯の取り組み」	市民まちづくり局
	③防犯セミナーの開催 ○防犯活動実践者・市民向け研修会等の開催	市民まちづくり局
	④犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する機運づくり ○各種街頭啓発活動の実施【再掲】 ○安全安心なまちづくりシンポジウムの開催 ○北海道と連携した地域安全集会の開催 ○安全安心フェアの開催 ○地域防犯ネットワーク会議等の開催	市民まちづくり局 区
	⑤自主的な防犯学習の推進 ○防犯教育DVDの貸出 ○放火危険度チェック表のホームページ掲載	市民まちづくり局 消防局
基本 施策 2 防犯 力 を 高 め る 情 報 の 発 信	①地域単位での犯罪情報等の共有 ○警察や関係機関と連携した犯罪情報等の提供	市民まちづくり局
	②行政サービスを悪用した犯罪等への注意喚起 ○税務職員をかたる不審な電話及び訪問に対する注意喚起 ○水道局職員を装った悪質訪問販売等に対する注意喚起 ○職員をかたる特殊詐欺等に対する注意喚起	市民まちづくり局 財政局 水道局 保健福祉局
	③防犯に関する情報発信 ○広報さっぽろによる情報発信 ○ホームページによる情報発信「札幌市-地域防犯の推進ページ」 ※ http://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/ ○市広報番組による情報発信 ○コミュニティFMによる情報発信	市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会

	事業名	関係局
基本施策2 防犯力を高める情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内放送による情報発信 ○安心安全だより・ネットワーク通信等の発行 ○ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知 ④防犯に役立つリーフレット等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ○自転車盗防犯チラシ「あなたの自転車は大丈夫ですか？」 ○女性防犯チラシ「夜間の帰宅時は十分に警戒を！」 ○地域防犯ガイドブックの作製 ○その他リーフレットの配布 ⑤緊急情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ○不審者・凶悪事件発生時における関係部局及び学校等への連絡 ○緊急通報システムの整備 ⑥最新情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページや出前講座等での「ほくとくん防犯メール」の周知【再掲】 ○庁内放送による情報発信【再掲】 	<p>市民まちづくり局</p> <p>市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会</p> <p>市民まちづくり局 区</p>
基本施策3 子ども等の防犯力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ①幼児及び児童に対する防犯教室や防犯訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○幼児及び児童への防犯教室・防犯訓練の推進 ○防犯教材の貸出 ◎子ども向け防犯絵本の作製 ◎子ども防犯出前講座 ②生徒及び学生向け防犯教室の開催 <ul style="list-style-type: none"> ○生徒及び学生への防犯教室・防犯訓練の推進 ○自転車防犯診断の実施 ③保護者向け研修会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ○防犯研修会の実施 ○長期休業中における幼児児童生徒の指導通知 ④地域安全マップづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域安全マップづくりの推進 ○子ども110番SOSの家スタンプラリーの実施 ⑤児童への防犯ブザー支給 <ul style="list-style-type: none"> ○新入学児童への防犯ブザーの支給 	<p>市民まちづくり局</p> <p>市民まちづくり局</p> <p>市民まちづくり局 教育委員会</p> <p>市民まちづくり局 区</p> <p>教育委員会</p>
基本施策4	<ul style="list-style-type: none"> ①女性に対する広報啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◎女性対象犯罪被害防止教室の開催 ◎女性向け防犯ハンドブックの作製 ○痴漢防止啓発ポスターの掲出 	<p>市民まちづくり局 保健福祉局 交通局</p>

	事業名	関係局
女性の防犯力向上	②犯罪防止教育等の実施 ◎児童・生徒に対する犯罪被害防止授業の実施 ◎大学生・専門学校生に対する犯罪被害防止講座の実施 ○デートDV防止講座の実施	区 市民まちづくり局
基本施策5 高齢者等の防犯力向上	①特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ◎振り込め詐欺被害ゼロの日キャンペーンの実施 ◎特殊詐欺被害防止啓発チラシの配布 ◎振り込め詐欺防止安全教室の開催 ◎特殊詐欺・消費者被害防止のための啓発イベント・パネル展の開催 ②犯罪被害予防のための啓発の推進 ◎高齢者向け防犯講習の開催（防犯落語、劇団等による実演等） ◎高齢者向け啓発資料の配布 ◎関係機関等との連携による啓発 ◎振り込め詐欺防止安全教室の開催【再掲】 ○老人クラブ連合会への情報提供	市民まちづくり局 保健福祉局 区 市民まちづくり局 保健福祉局 区

基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本施策1 地域における防犯活動の促進	①地域安全サポーターズの取組の推進 ○地域安全サポーターズと地域の連携した取組 ◎地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 ②地域防犯活動への支援 ○札幌地区防犯協会連合会等への補助金交付 ○市民まちづくり活動促進基金による助成金交付 ○元気なまちづくり支援事業による活動助成 ○元気なまちづくり支援事業による活動物品の支給 ○パトロール車両用ステッカー等の配布 ○パトロール用ベスト等活動用具の貸与 ③地域の交流・連携による防犯力向上支援 ○地域の関係団体が参加する防犯上の課題検討・意見交換会の開催支援 ④顕彰制度の創設 ◎犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表彰 ⑤活動実践者の育成	市民まちづくり局 市民まちづくり局 区 市民まちづくり局 市民まちづくり局

	事業名	関係局
基本施策1	○地域防犯リーダー研修の実施 ○防犯活動講習会の実施 ◎大学生ボランティアによる防犯活動の促進	市民まちづくり局 区
	⑥地域防犯ガイドブックの作製 ○地域防犯ガイドブックの作製【再掲】 ⑦事業者の社会貢献活動の促進 ○さっぽろまちづくり研究会での情報提供 ◎地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動【再掲】	市民まちづくり局 市民まちづくり局
基本施策2 協働による連携体制の充実	①「安全・安心どさんこ運動」の普及促進 ○北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議への参加 ○安全・安心どさんこ運動の普及	市民まちづくり局
	②北海道警察との連携 ○北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催 ○犯罪情報等関係情報の交換・共有 ○北海道警察との人事交流 ③札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会の開催 ○札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会 ④各機関及び団体との連携 ○クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催 ○北海道万引防止ウィーブネットワークへの参加 ○ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催 ○放火防止対策推進会議の開催 ○防犯活動団体ネットワーク会議・情報交換会	総務局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 消防局 区
基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り	①子どもの登下校を見守る活動の推進 ○公用車による青色回転灯防犯パトロールの実施 ○公用車へのパトロール用ステッカーの貼付 ○札幌市オレンジリボン地域協力員に対する研修会の開催 ○合同集団下校子ども見守り訓練の実施 ○春の児童見守り運動の推進 ◎地域における見守り活動支援事業【再掲】 ◎「札幌市子ども110番の家」制度の創設 ◎「子ども110番の家連絡協議会」の設置 ②スクールガード・スクールガードリーダーの配置 ○スクールガード・スクールガードリーダーの配置 ③「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施 ○青少年を見守る店登録推進活動	市民まちづくり局 子ども未来局 区 教育委員会 子ども未来局

	事業名	関係局
基本施策3 地域と一体となった子どもの見守り	④子ども事案の調査分析 ○子どもに係る事案調査 ⑤子どもの健全育成 ○少年育成指導員による巡回指導 ○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査 ○札幌市青少年育成委員会への交付金交付 ○中学校区青少年健全育成推進会への補助金交付 ⑥児童虐待への対応 ○札幌市オレンジリボン地域協力員制度の拡充 ○児童虐待早期発見・早期対応事業 ○札幌市オレンジリボン地域協力員に対する研修会の開催【再掲】 ○夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査 ○要保護児童対策地域協議会 ○一時保護所の定員拡充・環境改善	子ども未来局 子ども未来局 子ども未来局
基本施策4 女性の犯罪被害防止の取組の推進	①女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議の設置 ○女性の視点による性犯罪防止検討会の開催 ②女性の視点を取り入れた犯罪被害防止策の推進 ○女性の視点による犯罪防止策の実施 ○女性に推奨できる防犯グッズの提供 ○女性と子どもの安心車両の実施	市民まちづくり局 市民まちづくり局 交通局
基本施策5 高齢者が安心して暮らせる取組の推進	①高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進 ○関係機関・団体等と連携した見守り活動 ②地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動 ○地域安全サポーターズによる高齢者の見守り活動【再掲】 ③大学生による高齢者防犯支援事業 ○地域と大学が連携・協力した高齢者防犯の取組 ④高齢者の犯罪被害防止に向けた連携 ○関係機関・団体等との連携による情報共有 ○関係機関・団体等と連携した見守り活動【再掲】 ○要介護者等ごみ排出支援事業における見守り活動	市民まちづくり局 区 市民まちづくり局 市民まちづくり局 市民まちづくり局 保健福祉局 環境局 区

	事業名	関係局
基本施策6 犯罪被害者等への支援	①犯罪被害者等に関する情報提供・広報啓発の実施 ○ホームページ等による情報提供 ○セミナー・パネル展の開催	市民まちづくり局
	②総合的対応窓口等における対応 ○関係機関・団体との連携 ○市民からの相談受付	市民まちづくり局
	③生活の安定及び権利利益の保護及び回復の支援 ○保健医療・福祉等の行政サービスの提供	保健福祉局
	④二次的被害防止 ○市職員に向けた研修の実施 ○庁内関係部会議の実施	市民まちづくり局
	⑤DV被害者等への支援 ○女性のための性暴力被害相談窓口における相談受付 ○市営住宅への優先入居	市民まちづくり局 都市局
	⑥緊急一時保護施設の活動支援 ○緊急一時保護施設の活動支援 ○一時保護所の定員拡充・環境改善	市民まちづくり局 子ども未来局
	⑦住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限 ○住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧等の制限 ○税証明書の交付制限	市民まちづくり局 選挙管理委員会 財政局

基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」

◎実施予定

	事業名	関係局
基本施策1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	①街路灯や公園等の整備 ○「公園緑地工事設計要領」に基づく整備 ○「市街地に設置する公園における植栽設計基準」に基づく整備 ○「身近な公園における樹木の取扱指針」に基づく整備 ○管理受託者による公園巡視 ○「街路灯の整備に関する基本方針」に基づく整備 ○ネットフェンス設置等による見通しの確保 ○一部駐輪場への管理人又は防犯カメラの配置 ○一部駐輪場への場内整理員の配置	市民まちづくり局 環境局 建設局

	事業名	関係局
基本施策1 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	<p>②良好な公共空間の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北1条オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦の実施 ○「札幌市たばこの吸殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の運用 ○不法投棄ボランティア監視員制度の運用 ○「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」の運用 ○「屋外広告法」に基づく簡易除却の実施 <p>③地下鉄駅及び車内における巡回警備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄駅構内及び車内巡回警備の実施 ○防犯ブザーの貸出 	<p>市民まちづくり局 環境局</p> <p>建設局</p> <p>交通局</p>
基本施策2 市民自らが行う環境整備の促進	<p>①市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎市民向け住宅の防犯対策ガイドラインの作製 <p>②住宅防犯診断ホームページの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎住宅防犯診断ホームページの開設 <p>③住宅の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ型建設業創出事業 <p>④不適正管理空き家に関する相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎空き家の適正管理の啓発、指導 ◎不適正管理空き家の相談体制の整備 <p>⑤防犯カメラの適正な設置運用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及 <p>⑥美化活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○美化推進活動支援 ○違法広告物撤去委託 ○フラワーロード事業 ○サイクリングロードモザイクアート事業 ○公園花いっぱい運動 ○アダプトプログラムの推進 ○イルミネーション事業 <p>⑦路上の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私設街路灯設置等に対する補助金の交付 ◎地域における見守り活動支援事業【再掲】 ○一戸(一門)一灯運動促進事業 <p>⑧整備への物品等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炎感知器の貸与 ◎地域における見守り活動支援事業【再掲】 	<p>市民まちづくり局</p> <p>市民まちづくり局</p> <p>経済局</p> <p>都市局</p> <p>市民まちづくり局</p> <p>環境局 区</p> <p>建設局 市民まちづくり局</p> <p>消防局 市民まちづくり局</p>

	事業名	関係局
基本施策3 子ども等の安全に配慮した環境整備	①安全な学校施設等の整備 ○小中学校等へのカメラ付きインターフォン及び遠隔操作錠の設置 ○一部学校への自動録画機能付き防犯カメラの設置 ○学校施設の新增改築時などにおける防犯上の配慮	教育委員会
	②学校への侵入者対策 ○不審者侵入時の対応マニュアルの運用	教育委員会
	③「札幌市子ども110番の家」制度の創設 ◎「札幌市子ども110番の家」制度の創設【再掲】 ◎「子ども110番の家連絡協議会」の設置【再掲】	市民まちづくり局
	④通学路の安全対策 ○スクールゾーン実行委員会の開催 ○スクールガード・スクールガードリーダーの設置【再掲】 ○登校安全視察 ◎地域における見守り活動支援事業【再掲】	市民まちづくり局 教育委員会 区
	⑤地下鉄駅等の安全対策 ○子ども110番の駅の設置 ○女性と子どもの安心車両の実施【再掲】 ○痴漢防止啓発ポスターの掲出【再掲】	交通局
基本施策4 歓楽街等を対象とした環境改善	①クリーン薄野活性化連絡協議会等の取組推進 ○クリーン薄野活性化連絡協議会防犯プロジェクトの開催【再掲】 ○クリーン薄野推進会議との連携【再掲】 ○ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会の開催【再掲】	市民まちづくり局 消防局 区
	②ススキノ条例に基づく悪質な迷惑行為等の規制 ○「ススキノ条例」の普及 ○各種イベント時における啓発活動の実施	市民まちづくり局 区
	③薄野地区における防犯環境の整備 ○薄野本通におけるプランターの設置 ○薄野本通における啓発バナーの掲出 ○西創成地区における青色防犯灯の継続設置	市民まちづくり局
基本施策5	①市の事業における暴力団等排除の推進 ○暴力団排除に関する条例に基づく照会・排除の実施 ○市営住宅への暴力団員の入居制限	市民まちづくり局 都市局
	②暴力団排除に関する活動への支援 ○札幌地区暴力追放センター協議会への補助金交付 ○北海道暴力追放センターへの支援	市民まちづくり局

	事業名	関係局
暴力団等の排除	③関係機関・団体との連携 ○北海道警察と連携した情報交換 ○暴力追放センターとの連携	市民まちづくり局

II 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿

【会 長】	ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 名誉教授
【副会長】	のぐち 野口	ひろじ 博二	(公財) 北海道防犯協会連合会 総務部長
	いとう 伊藤	みちあき 道明	公募
	うめだ 梅田	のりゆき 則幸	SMBC コンシューマーファイナンス (株) 札幌お客様サービスプラザ プラザ長
	おくたに 奥谷	なおこ 直子	(一社) 札幌消費者協会 理事
	きむら 木村	さとみ 里美	北海道CAPをすすめる会 代表
	ささき 佐々木	さとる 覚	公募
	ぜんようじ 善養寺	けいこ 圭子	(公社) 北海道家庭生活総合センター 副理事長
	なか 仲	まきこ 真紀子	北海道大学大学院 教授
	ふじもと 藤本	あきお 昭雄	札幌保護司会連合会 会長
	まつい 松井	あつとし 敦利	屯田防犯パトロール隊 隊長
	やまざき 山崎	さくの 菊乃	NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

(敬称略・会長のほか五十音順)

Ⅲ 第2次計画の策定経過

○ 第2次計画策定までの検討経過

第2次計画の策定に向けて、下表のとおりスケジュールで検討を進めましたが、その過程では、市が実施した「市民及び地域防犯活動団体に対するアンケート」の結果や、学識経験者、有識者、公募委員などで構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」からの答申、パブリックコメントなど、計画案に対する意見を幅広くいただきました。

実施時期	札幌市の主な動向	市民・関係者等からの意見聴取等
平成25年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する庁内調査 (犯罪予防の取組・防犯対策に関連する庁内事業の調査) 	
平成26年1月		
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び地域防犯活動団体アンケート (安全安心なまちづくりに係る意識調査)
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (見直しの方針を決定)
4月		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回庁内推進会議 (課題・見直し事項に係る検討) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回庁内推進会議課長WG (課題・見直し事項に係る検討) 	
7月	審議会に対し第2次計画案について諮問	
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度第1回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (課題・見直し事項に係る意見聴取)
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回庁内調査 (区関連事業の調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (見直し案についての検討)

10月		<ul style="list-style-type: none"> 第2回市民アンケート (安全安心なまちづくりに係る意識調査)
11月		<ul style="list-style-type: none"> 第3回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (答申案の検討)
	審議会から第2次計画案に関する答申	
	<ul style="list-style-type: none"> 第2回庁内推進会議課長WG兼企画調整会議関係課長会議 (答申を踏まえた計画案の検討) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回庁内推進会議兼企画調整会議幹事会 (答申を踏まえた計画案の検討) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整会議(庁内関係局長会議) (答申を踏まえた計画案の検討) 市長・副市長説明 (第2次計画案の説明) 	
第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画案決定		
12月		<ul style="list-style-type: none"> 札幌市議会財政市民委員会 (計画案について報告)
		<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント (計画案の公表・市民意見の募集)
平成27年1月		
2月		<ul style="list-style-type: none"> 「市民意見と札幌市の考え方」公表 (パブリックコメントを踏まえた反映)
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回庁内推進会議 (第2次計画の報告) 	<ul style="list-style-type: none"> 第4回犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会 (第2次計画の報告) 札幌市議会財政市民委員へ報告 (第2次計画の報告)
「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」策定・公表		

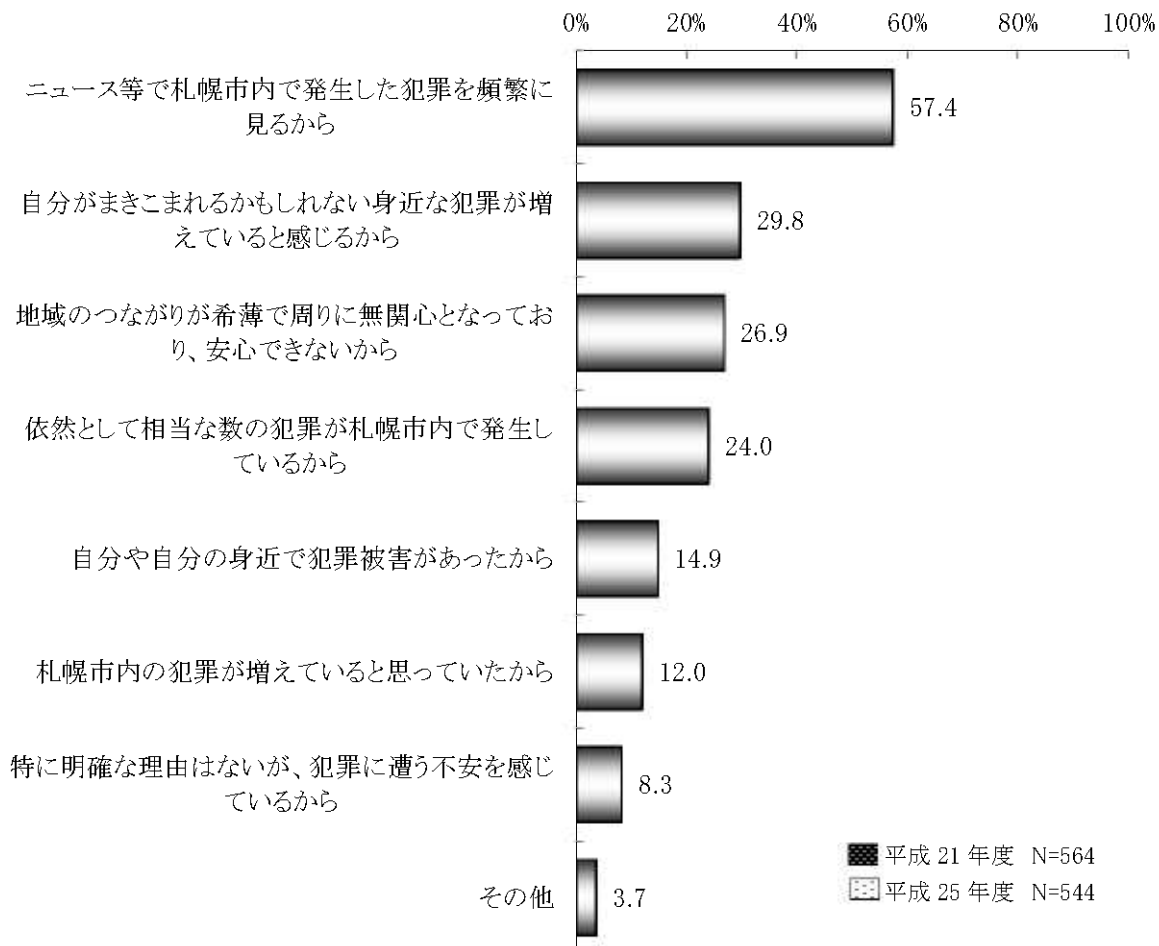
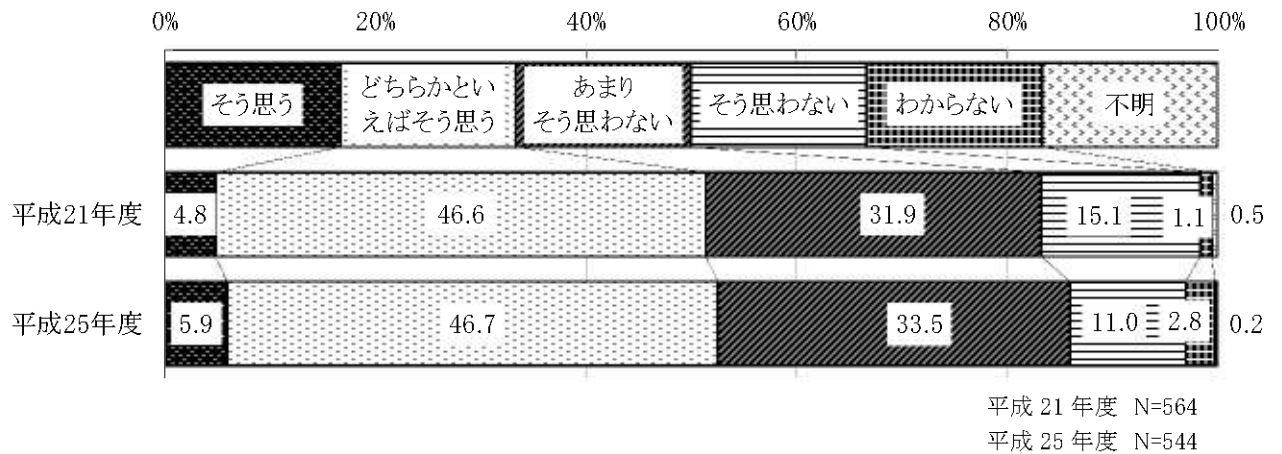
IV 市民及び地域防犯活動団体アンケート結果（未掲載分）

(1) 市民アンケート

ア 札幌市が安全・安心なまちかどうか

札幌市が、犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思いますか。

また、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した方は、札幌市が「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち」ではないと思った理由はなんですか。

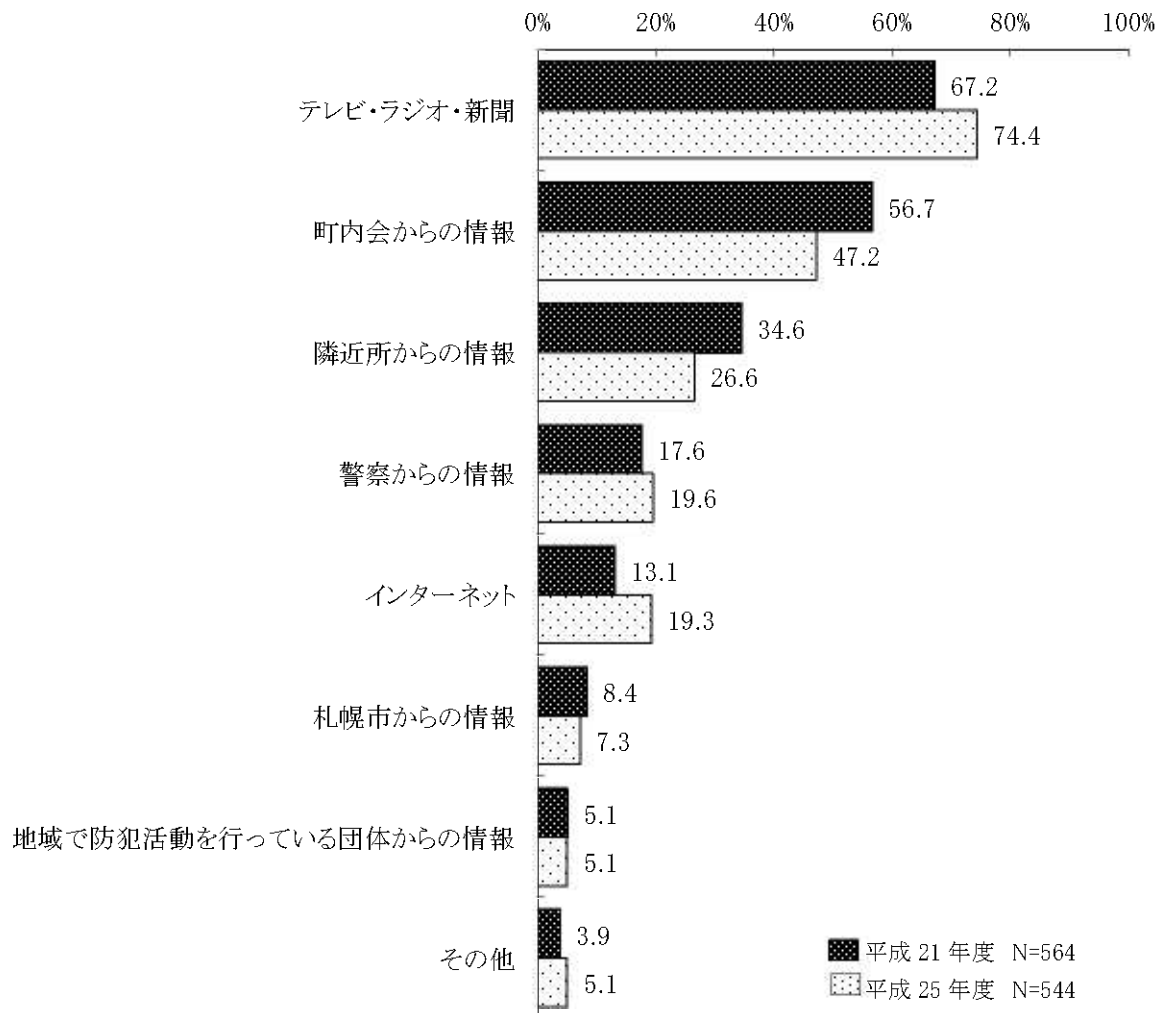
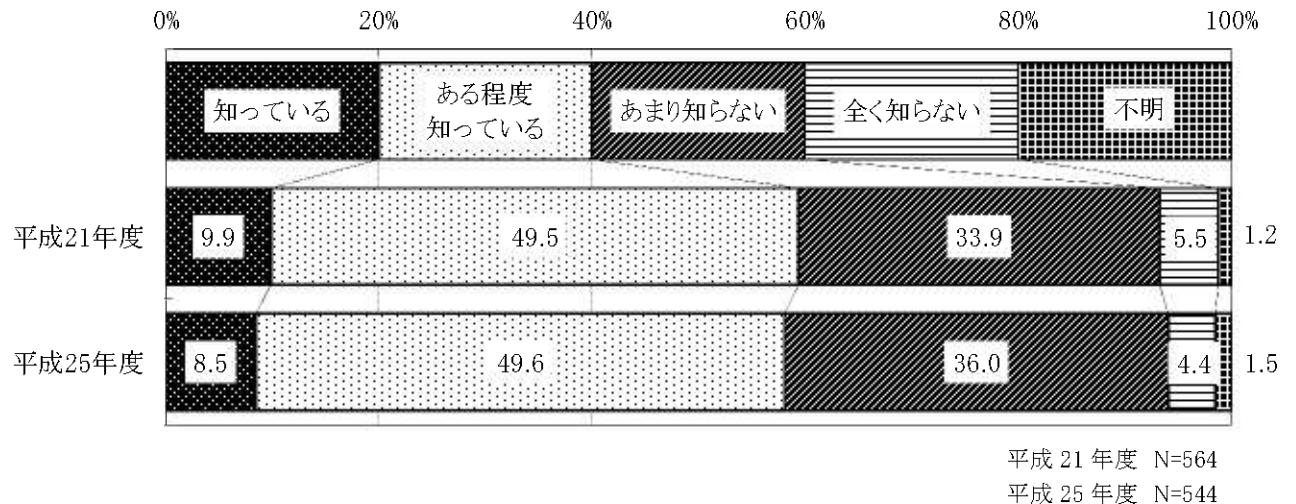


【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

イ 犯罪情報の認知状況

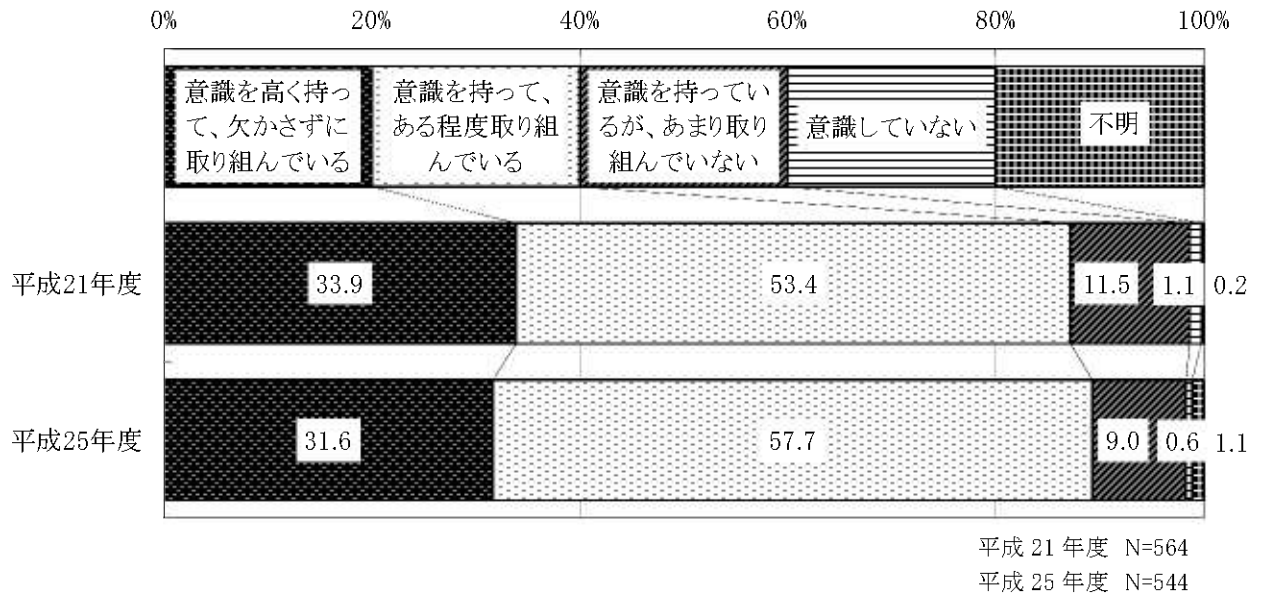
お住まいの地域や自分の身近なところで、どのような犯罪が起きているか知っていますか。

また、どのような手段によって知りましたか。



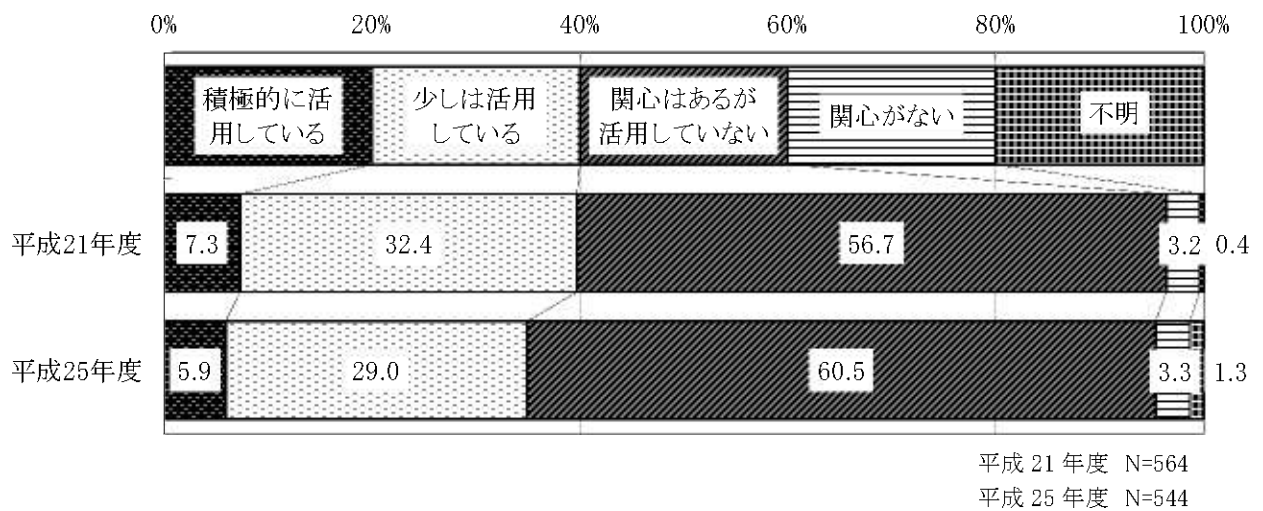
ウ 市民の防犯意識及び取組状況

在宅時でも自宅の施錠をしたり、車内に荷物を放置しないなど、日常生活のなげない行動が犯罪の被害を未然に防ぐ方法として有効とされていますが、こうした簡単にできる防犯対策を、日ごろ、どの程度意識して取り組んでいますか。



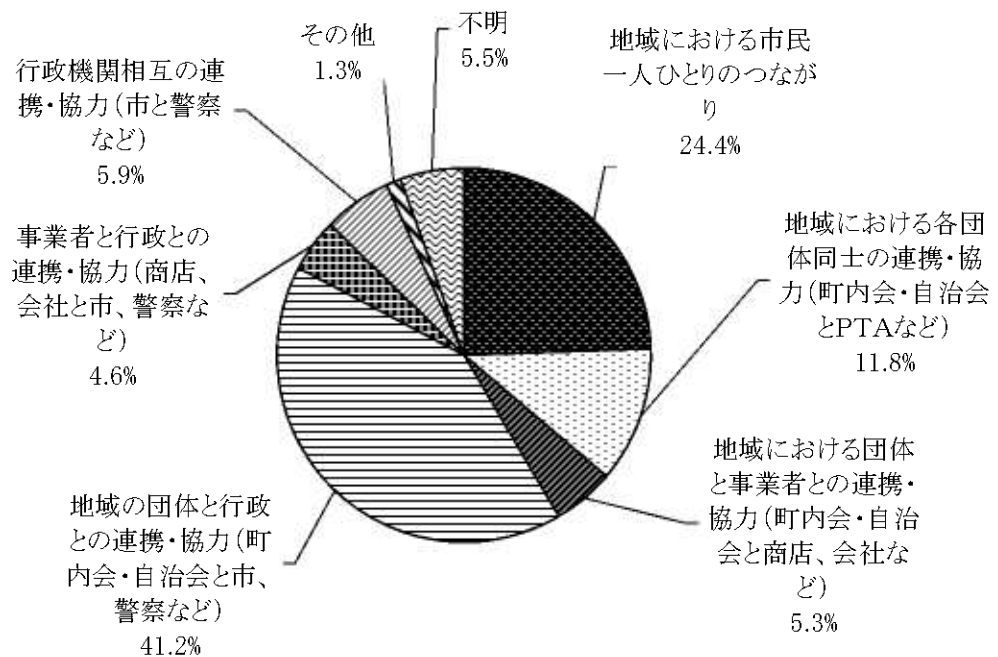
エ 防犯グッズの活用

個人で携帯したり、車や自宅の防犯性能を高める効果のある防犯グッズは、犯罪被害に遭うリスクを軽減させますが、こうした防犯グッズをどの程度活用していますか。



オ 主体間の連携促進

安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、様々な主体がお互いに連携・協力してまちづくりをすることが求められますが、もっともそのつながりを強めるべきと考えるものはどれですか。



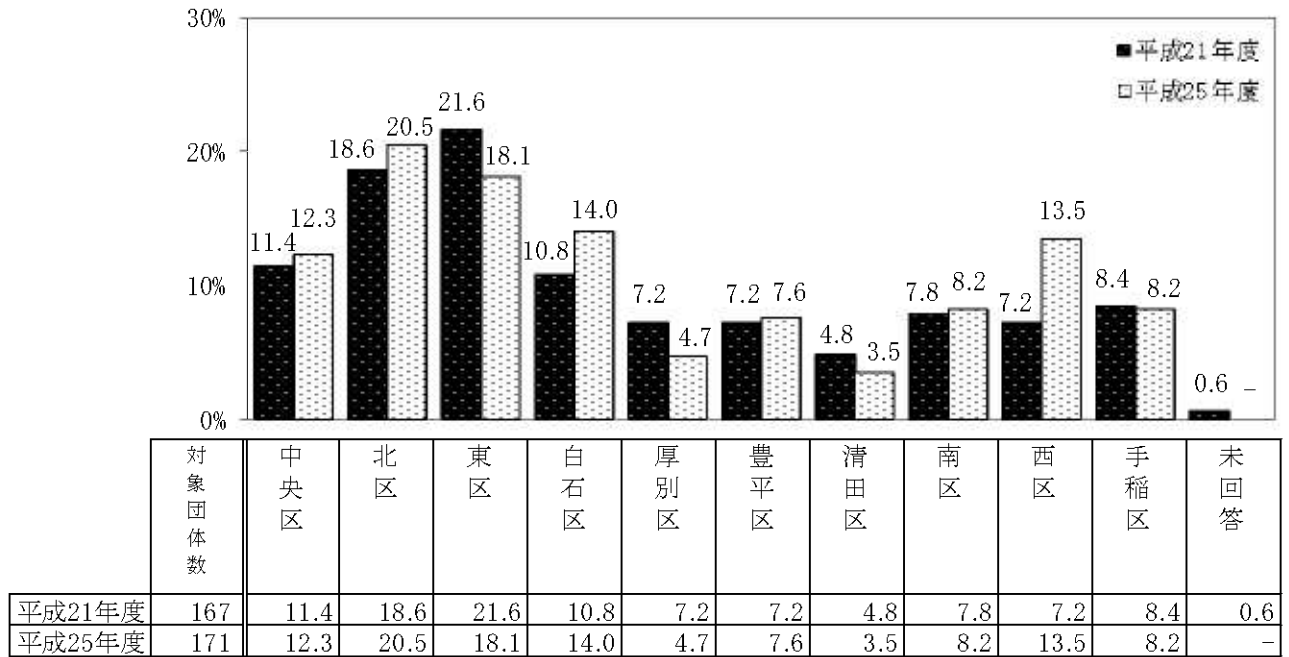
N=544

【平成 25 年度市民アンケート (新規)】

(2) 地域防犯活動団体アンケート

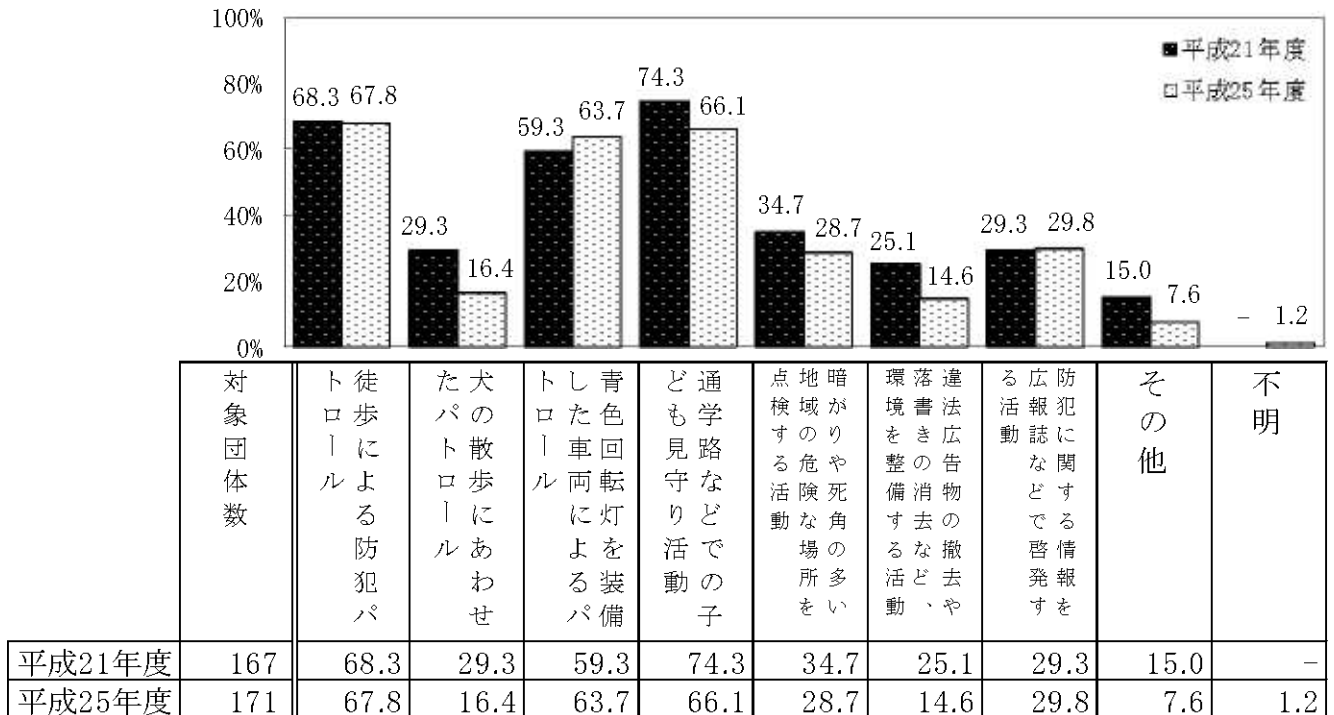
ア 基本情報

【活動場所】



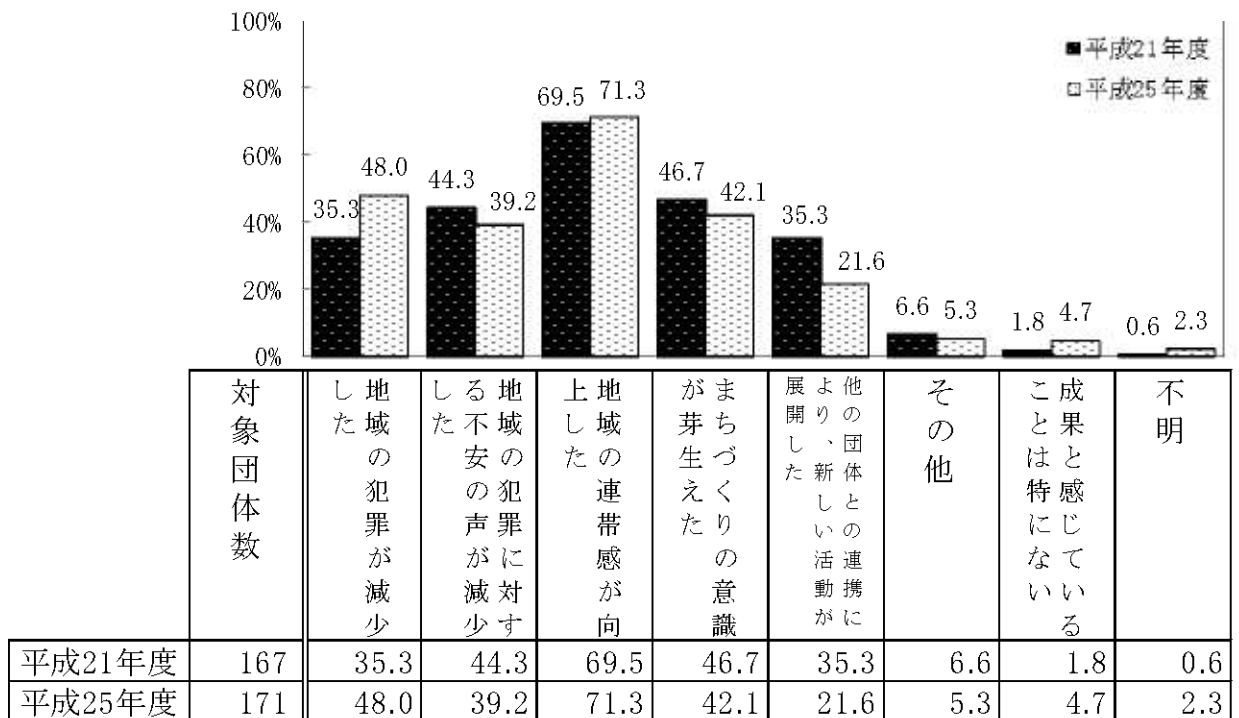
イ 活動内容

皆さんの団体ではどのような地域防犯活動を行っていますか。



ウ 活動成果

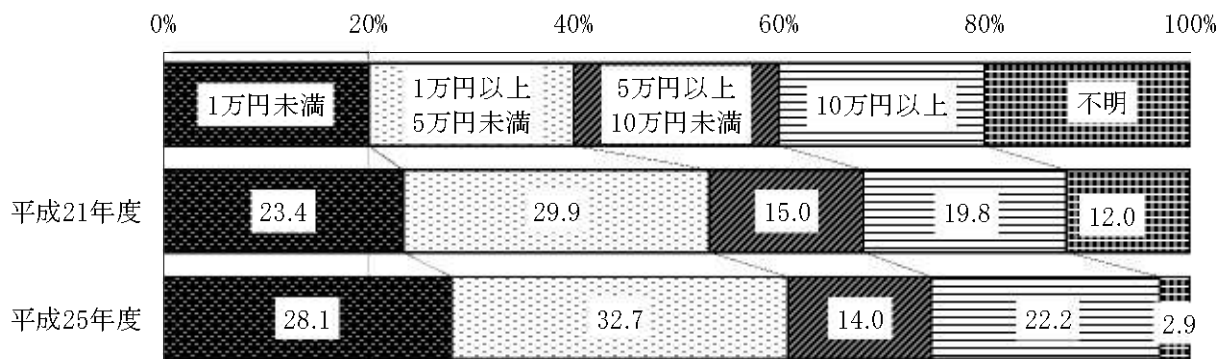
皆さんの団体で行っている地域防犯活動について、どのような成果があったと感じていますか。



エ 活動経費

皆さんの団体の地域防犯活動には年間どれくらいの経費がかかっていますか。
また、経費をどのようにまかない、その中で最も多い拠出先は何ですか。

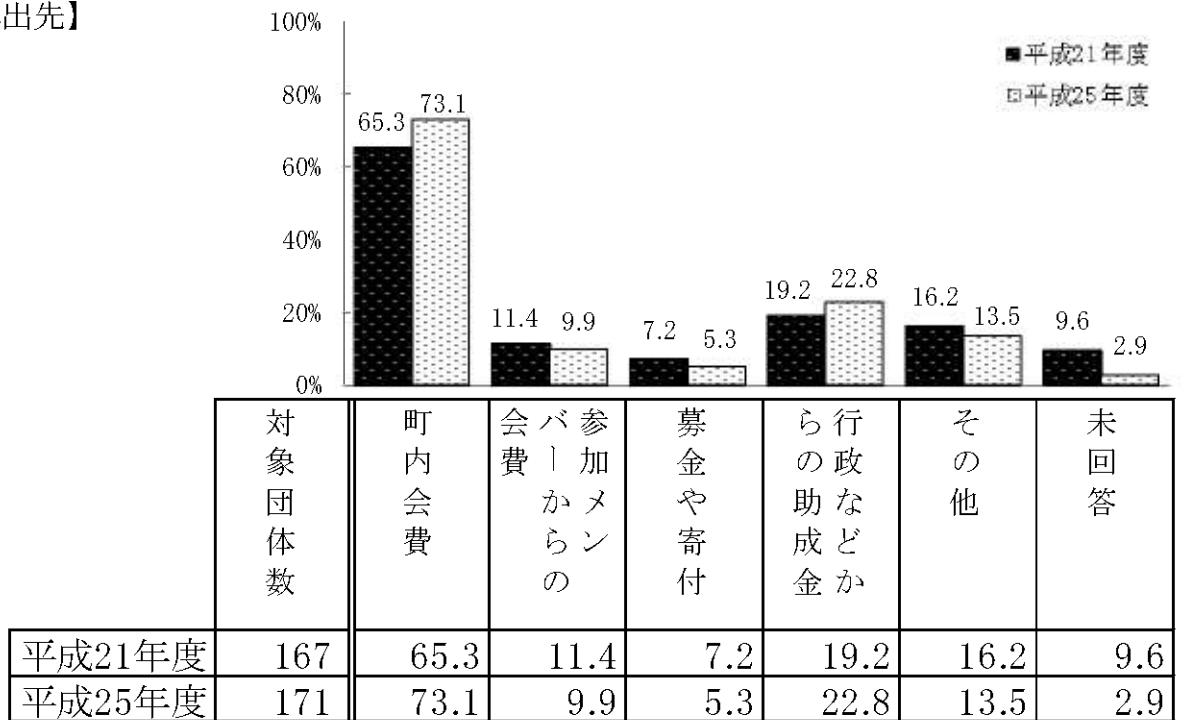
【金額】



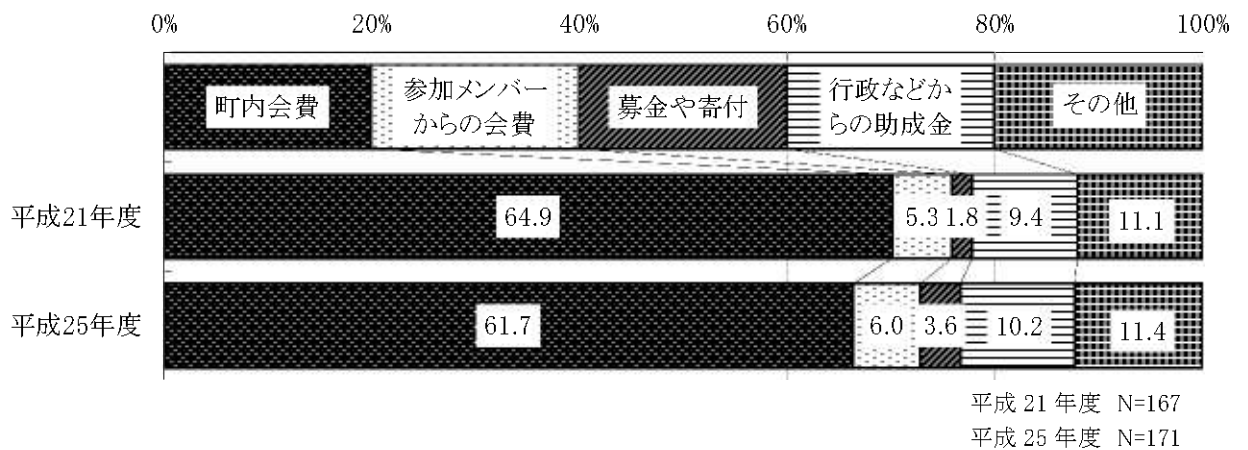
平成 21 年度 N=167

平成 25 年度 N=171

【拠出先】



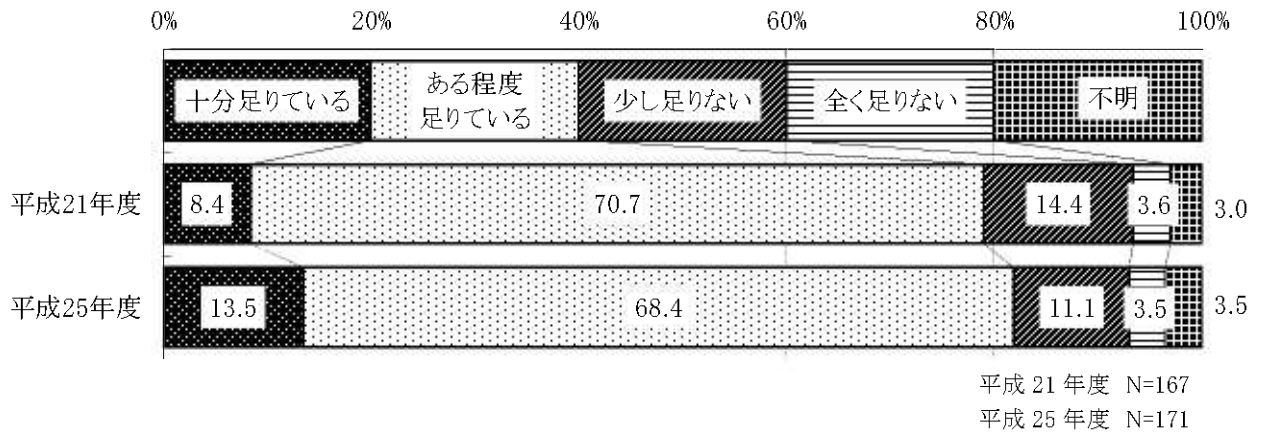
【主要拠出先】



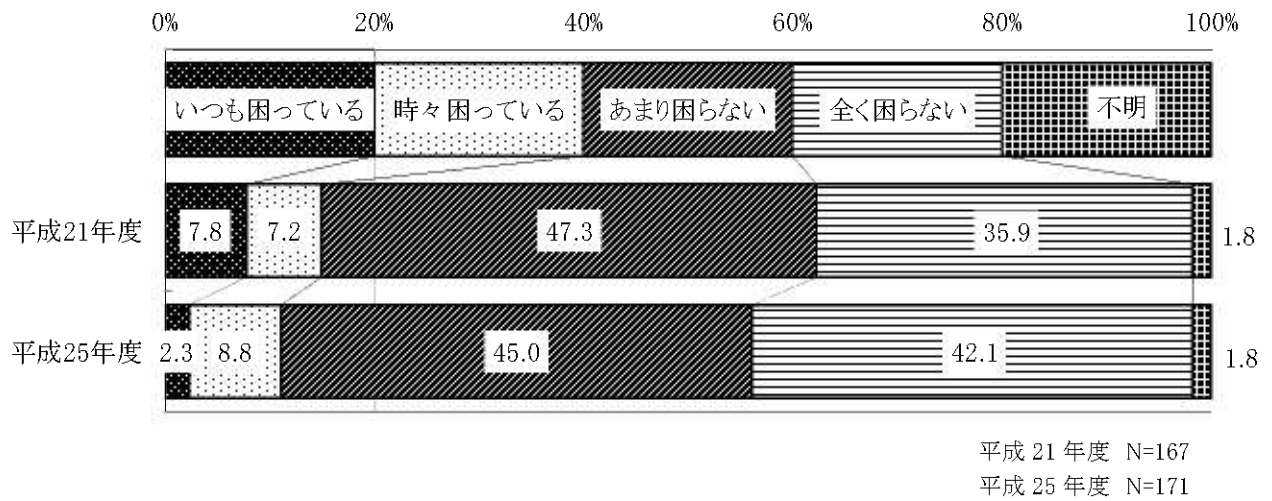
オ 活動における諸問題

- ① 地域防犯活動に行うにあたって、必要となる犯罪の発生状況や活動の手法などの情報量について、現状をどのように感じていますか。
- ② 皆さんの団体のメンバー間で会議や意見交換などを行う際の会場の確保について困っていることはありますか。
- ③ 皆さんの団体で行っている地域防犯活動を効果的に継続するにあたって、現在の人数で足りていますか。

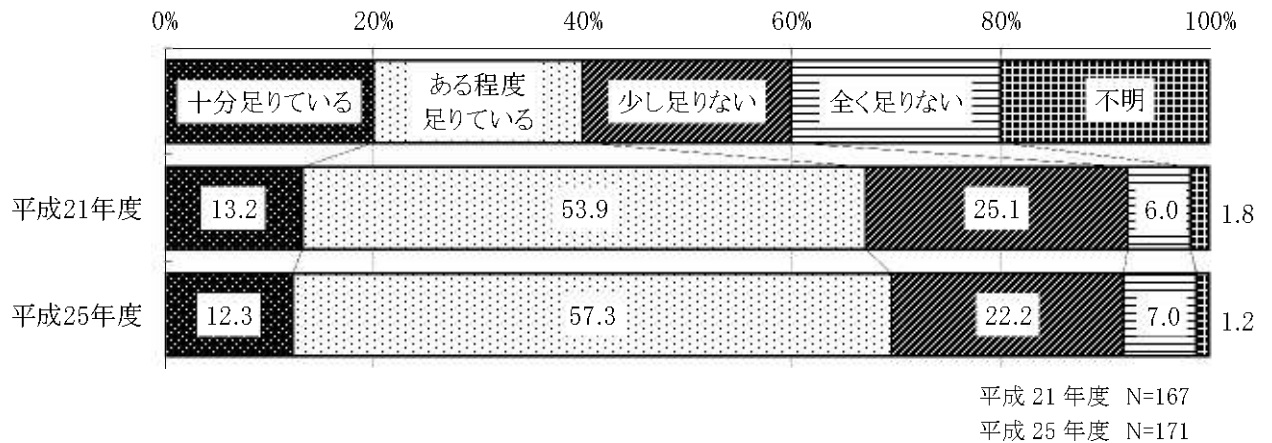
【①活動に関する情報】



【②活動に要する会場】



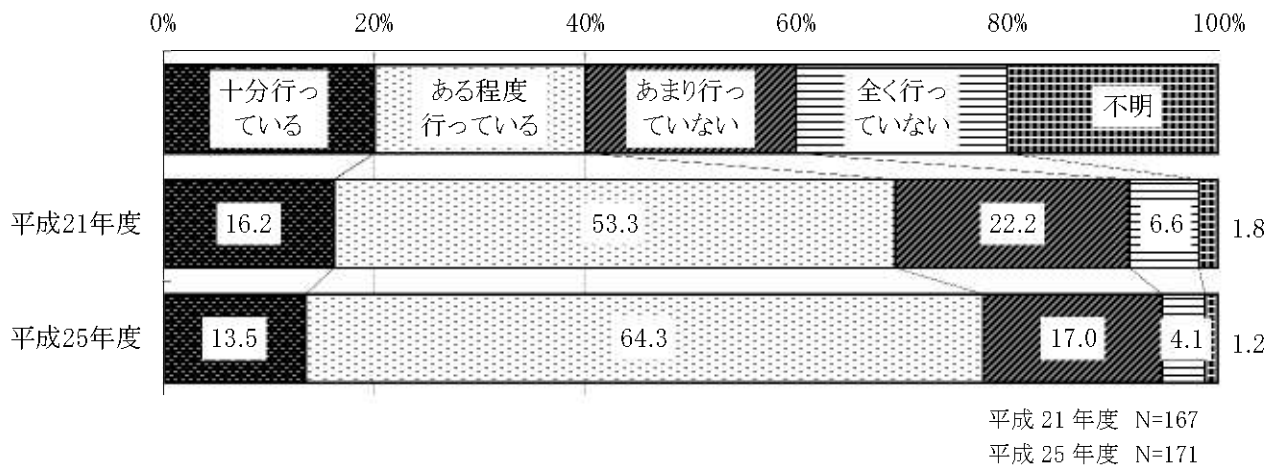
【③活動に要する人数】



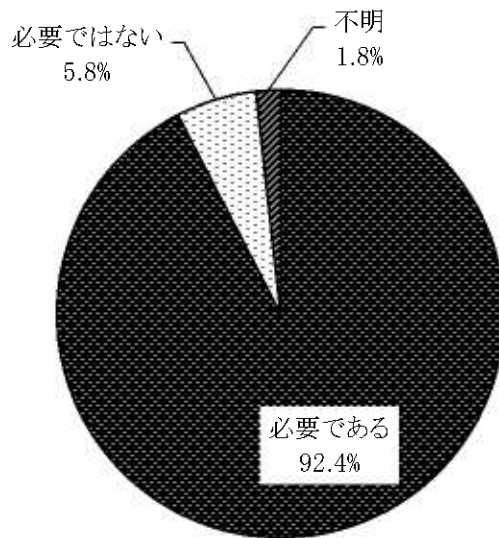
カ 連携の必要性

- ① 他の地域防犯活動団体や行政などとの連携をどの程度行っていますか。
- ② 皆さんの団体で行っている地域防犯活動をより効果的に行うため、様々な主体と連携・協力していくことが必要だと思いますか。
- ③ 連携・協力が必要だと思うものはなんですか。また、今後、連携・協力を強める必要があるともっとも考えるものはなんですか。

【他団体と行政などとの連携】



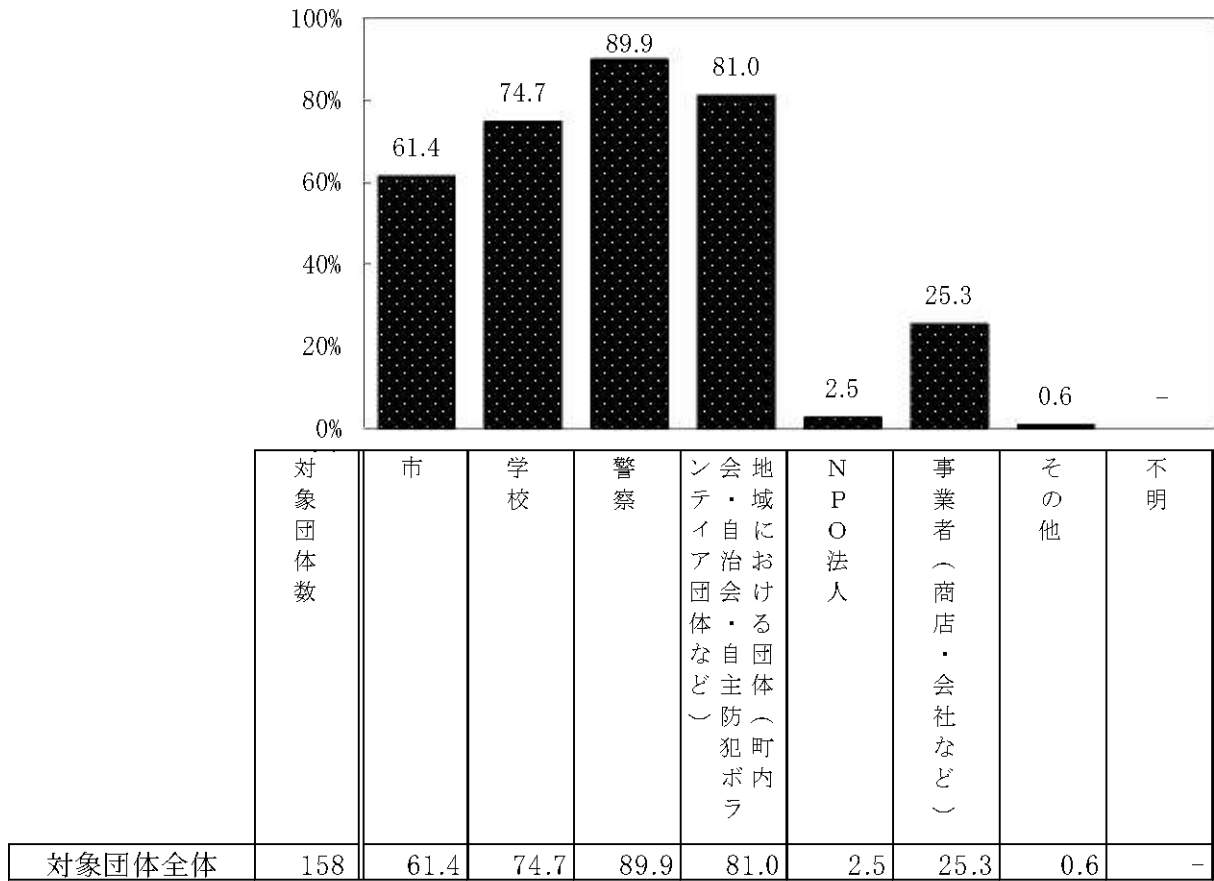
【連携の必要性】



N=171

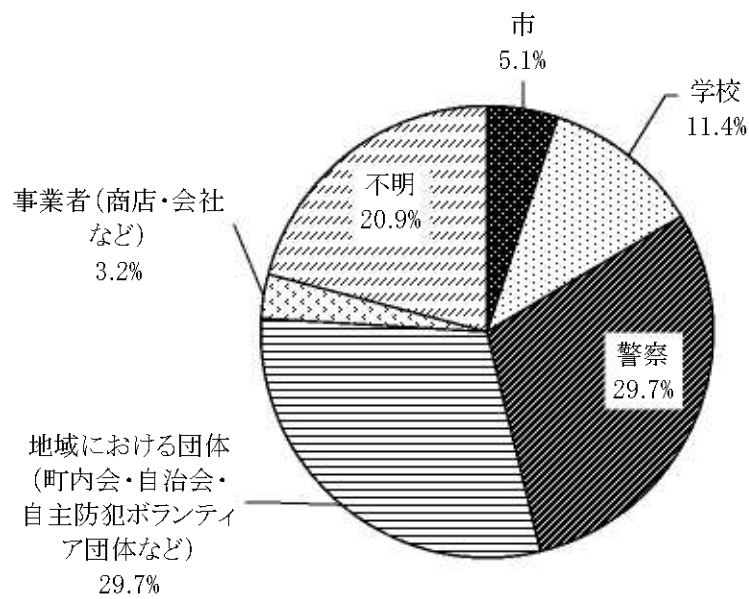
【平成 25 年度市民アンケート（新規）】

【連携が必要と思う主体】



【平成 25 年度市民アンケート (新規)】

【もっとも連携が必要と思う主体】



N=158

【平成 25 年度市民アンケート (新規)】

V「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」 (素案) に対する市民意見の概要と札幌市の考え方について

「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」(素案)について、平成26年(2014年)12月18日から平成27年(2015年)1月23日までの37日間にわたり、市民の皆様からのご意見を募集し、いただいたご意見を参考に、当初案を一部変更いたしました。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成26年12月18日(木)から平成27年1月23日(金)まで

(2) 意見提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メール

(3) 資料の配布・閲覧場所

下記などにおいて配架、各ネットワーク会議等での配布 600部

- ・市役所本庁舎13階南側 市民まちづくり局地域振興部区政課
- ・市役所本庁舎2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター

2 パブリックコメントの内訳

(1) 意見提出者数・意見件数

3人・8件

(2) 寄せられた意見の内訳・件数

分類	意見数
計画全体に関すること	1件
犯罪情勢及び社会情勢に関すること	なし
これまでの取組概要とその評価に関すること	4件
基本目標に関すること	なし
基本方針に関すること	なし
基本施策及び重点施策に関すること	3件
市民意識の向上	なし
地域防犯活動の促進	1件
子どもに関すること	1件

	女性に関すること	1件
	高齢者等に関すること	なし
	犯罪被害者等への支援	なし
	環境の整備	なし
成果指標及び達成目標に関すること		なし
計画の推進に関すること		なし
計画素案に関すること以外のその他の意見		なし
合 計		8件

3 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

【計画全体に関すること（1件）】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
1	この基本計画が、犯罪に対して、どの程度の抑止力を有するものなのか示されていないが、どのように考えているのか。	ご意見は、具体的な一般刑法犯認知件数を目標として設定すべきとの趣旨と推察します。条例では、札幌市の役割は、広報・啓発により市民の防犯意識を高めること、地域の防犯活動が活発に行われるよう支援すること、犯罪の起こりにくい環境の整備などとしております。これらの取組を進めることが、結果として市内における犯罪抑止につながるものと考えております。そのため、市民の防犯意識と地域防犯活動への参加割合を目標として設定しております。

【犯罪情勢及び社会情勢に関すること】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
-	なし	

【これまでの取組概要とその評価に関すること（4件）】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
2	<p>性的虐待などに代表される児童虐待は、結果としては犯罪になる場合もあるが、児童虐待に関する取組では、根拠法である条例と計画において唐突感があり、現在の基本方針と整合しているとは思えない。児童虐待は、児童福祉分野の本質的な問題課題。掲載されている取組の記載内容も薄く漠然としており、「アリバイ的に記載した」と感ずる。計画とは、事業部局が、予算や人員を要求し、実効性を確保するために位置付けられ、策定されるべきであることから、児童相談所を窓口とし、児童福祉施設や幼稚園、保育園、学校の意見をきちんと吸い上げ、児童虐待の発生を防止するための指針や取組に反映させるべき。</p>	<p>札幌市では、児童虐待等については、「児童虐待等は子どもへの権利侵害である」との観点から、「子どもの権利に関する推進計画」において、必要な施策やその方向性などを定めています。</p> <p>これまでの計画においても、DV・ストーカー対策について掲載していましたが、第2次計画案検討の際に、重大犯罪に至る児童虐待事案も多発しているため、児童虐待も犯罪として位置づけるべきであること、条例の支柱の一つである犯罪被害者支援の観点からも児童虐待を位置付けるべきであるとの考えから、計画案では、「子どもの権利に関する推進計画」との整合性を図ったうえで、新たに児童虐待への対応を位置付けております。</p>
3	<p>基本方針1のまとめに、「より一層力をいれる」「強化する」とあるが、具体的でなくて、気持ちの問題なのでわからない。</p> <p>例えば「従来の2倍以上行う」というような数値で示さないと、曖昧なまま終わるような気がする。</p>	<p>具体的な数値目標は、「第3章計画の構成、2成果指標・達成目標、(2)達成目標」において、「達成目標」として具体的な数値を設定しております。それぞれの取組ごとに具体的な目標数値を設定することにより、取組の達成度を図っていくことができるものと考えております。</p>
4	<p>基本方針2のまとめについて、「未実施の顕彰制度について、制度創設に向けて検討する」とあるが唐突感がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「基本方針2に基づく取組」の本文中に「しかしながら、『犯罪のない安全で安心なまちづくり活動に対する表</p>

		彰』については、制度創設には至りませんでした」、「評価と課題」欄に「地域防犯活動に取り組む市民や団体の社会的評価を高め、活動の継続化や活発化を図るため、札幌市として防犯に関する顕彰制度を創設する必要があります」との文言を追記します。
5	<p>不適正管理空き家の対策を進めるとあるが、現状の制度では、対応が困難だからこそ、このような状況になっているはず。</p> <p>具体的には、どのように進めるのか。いつまでに何をするのか示してほしい。</p>	<p>第2次計画では、様々な空き家対策のうち防犯の取組について記載しておりますが、空き家問題には、不審者の侵入などの防犯上の問題のみならず、建物の倒壊や放火、ごみの散乱など様々な問題があります。こうした幅広い問題に対応するための「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月下旬までに施行されることから、札幌市においても、同法の施行時期を目途に都市局建築指導部に相談受付窓口を開設し、庁内横断的に対応する体制の準備を進めておりますので、同法に基づき、総合的に対応してまいります。</p>

【基本目標に関すること】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
-	なし	

【基本方針に関すること】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
-	なし	

【基本施策及び重点施策に関すること（3件）】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
<p>《市民意識の向上》</p>		
-	なし	
<p>《地域防犯活動の促進（1件）》</p>		
6	<p>顕彰制度創設の中で「著しい貢献」とは具体的に何か。また、検討するとあるが、いつまでに結論を出す予定なのか。</p>	<p>「著しい貢献」の内容については、今後、計画期間中の制度創設に向けて検討していく過程で具体的に定めてまいります。</p>
<p>《子どもに関すること（1件）》</p>		
7	<p>子どもが本来持っている「生きる力」に働きかけ引き出すための教育が必要であり、子どもが自分で様々な暴力から自分を守るための方法をおとなと一緒に考えることが重要である。</p> <p>「CAP（キャップ）子どもへの暴力防止プログラム」を全市の幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校で行うことを提案する。</p>	<p>子どもの防犯力の育成につきましては、基本方針1基本施策2において「防犯力や危機回避能力を習得する機会の創出」と記載しております。具体的な施策にも掲載しておりますが、CAPなどの関係団体と連携した防犯教室や防犯訓練の実施なども想定しております。</p> <p>学校などにおけるCAPの導入については、国や北海道、他の自治体等などの動向や財政状況などをも踏まえて検討していくこととなります。</p>
<p>《女性に関すること（1件）》</p>		
8	<p>女性委員のみで構成する犯罪被害防止会議を新たに創設することだが、男性委員のみで構成する犯罪被害防止会議も新たに創設するか、男女混合にすべき。男性の視点も重要で、女性だけ特別扱いすべきではない。</p>	<p>従前より、札幌市では、「犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、男性・女性それぞれの視点から犯罪防止に関する意見をいただいているところです。</p> <p>近年、市内の性犯罪は増加傾向にあります。性犯罪については、女性が被害者となるケースが圧倒的な割合を占めています。この</p>

		<p>事実を踏まえ、女性が被害に遭いやすい性犯罪を防止するためにはこれまでにない新たな視点による対策が必要との考えから、女性ならではの視点に着目し、女性だからこそ言える意見やアイデアを性犯罪防止対策に取り入れる目的で、女性委員のみで構成する会議の創設を考えております。</p>
《高齢者等に関すること》		
-	なし	
《犯罪被害者等への支援》		
-	なし	
《環境の整備》		
-	なし	

【成果指標及び達成目標に関すること】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
-	なし	

【計画の推進に関すること】

No.	意見の概要	札幌市の考え方
-	なし	

【計画素案に関すること以外のその他の意見】

No.	意見の概要
-	なし

VI 政令指定都市における刑法犯認知件数等

平成 25 年の刑法犯認知件数を犯罪率（人口千人当たりの刑法犯認知件数）で比較すると、札幌市は 20 政令指定都市中 11 位に位置しています。

政令指定都市の刑法犯認知件数（平成 25 年）

市名	人口 (H25.12.1 現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯 合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
札幌市	1,937,769	10.02	11	19,423	109	1,005	12,932	577	529	4,271
仙台市	1,069,807	9.56	12	10,231	44	540	7,526	416	108	1,597
さいたま市	1,253,093	11.69	10	14,643	79	781	10,942	321	139	2,381
千葉市	964,595	14.78	5	14,255	70	659	11,199	369	84	1,874
川崎市	1,449,944	7.78	20	11,287	68	820	8,677	442	104	1,176
横浜市	3,703,852	8.19	18	30,323	183	2,356	22,516	1,261	273	3,734
相模原市	721,221	9.03	15	6,515	32	395	5,070	227	53	738
新潟市	810,117	9.52	13	7,709	31	451	5,551	279	47	1,350
静岡市	709,526	8.63	17	6,121	25	303	4,666	193	43	891
浜松市	812,436	7.85	19	6,374	43	323	4,647	260	50	1,051
名古屋市	2,272,381	17.32	3	39,350	188	1,600	28,973	958	276	7,355
京都市	1,470,730	14.50	6	21,326	91	918	16,428	531	208	3,150
大阪市	2,683,966	23.55	2	63,213	505	3,348	49,104	2,026	717	7,513
堺市	841,109	24.38	1	20,507	102	617	16,187	408	193	3,000
神戸市	1,540,474	13.03	8	20,071	106	1,446	14,253	615	173	3,478
岡山市	713,774	13.27	7	9,471	27	542	7,246	267	70	1,319
広島市	1,184,049	8.84	16	10,472	84	696	7,129	435	127	2,001
北九州市	967,877	12.78	9	12,372	95	704	8,752	434	200	2,187
熊本市	739,554	9.24	14	6,830	23	441	5,418	158	62	728
福岡市	1,509,239	15.50	4	23,399	105	868	18,206	500	295	3,425

Ⅶ 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

（市の役割）

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（市民の取組への支援）

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（公共施設の整備等）

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

（連携体制の整備）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第12条 市は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法に基づき、関係機関との連携を図りながら、情報の提供、相談、広報、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

（犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会）

第13条 安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
 - 7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

専	門	委	員	報酬日額	12,500円
---	---	---	---	------	---------

」

を

「

犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員					
専	門	委	員	報酬日額	12,500円

」

に改める。

Ⅷ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

札幌市条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報等の収集及び提供)

第13条 札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第2条第2号に規定する実施機関（本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)を除く。以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（札幌市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集することができる。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

区札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号)第13条第8項の規定に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し学識経験を有する者
- (2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関し知識及び経験を有する者
- (3) 事業者
- (4) 公募した市民
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項第4号に掲げる者の中から委嘱する委員の公募方法、選考基準その他委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画

平成27年3月発行

市政等資料番号	01-C01-14-2320
関係部局保存期間	5年

編集・発行 札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011)211-2252